

判例速報

模範六法／法務六法



令和6年版

模範六法、法務六法をご愛用いただきありがとうございます。追録として「判例速報」をここにお届けいたします。

「模範六法」のあゆみは、同書巻末に示してあります通り、大正10年に「模範六法全書」として創刊して以来戦時中の一時期を除き今日まで100余年に渡り刊行を続けております。その間、早くも昭和9年には参照条文を付したのをはじめ、昭和32年版において初めて判例を挿入し、以後、46年版、57年版、62年版、平成9年版において大改訂を行い、内容の充実に努めてまいりました。平成27年版では、紙面・装丁をリニューアルいたしました。

また、令和3年版より、精選した法令を、実用性を追求した収録順で配置し、携帯性を追求した、法律実務家とその志望者・受験生に向けた判例付き六法「法務六法」新創刊いたしました。「模範六法」「法務六法」を幅広く皆様のお役に立てていただければ幸いです。

今回の「判例速報」には、重要判例要旨を32件掲載いたしました。また「模範六法」「法務六法」2024年版の内容現在以後公布された法令中、本書に關係する改正法令を紹介いたしました。

昭和49年版に追録を発刊して以来、今回の「判例速報」で第51号となりました。今後とも読者諸賢のご意見を承りながら一層の充実をはかりたいと思います。

2024年3月1日

三省堂編修所

目次

重要判例要旨集……………3

憲法編 (3 件)	3
行政法編 (5 件)	3
民法編 (7 件)	4
商法編 (2 件)	6
民事訴訟法編 (3 件)	7
刑法編 (2 件)	7
刑事訴訟法編 (6 件)	8
労働法編 (3 件)	9
経済法編 (1 件)	11

おもな改正法令の紹介……………12

憲法編 (1 件)	12
行政法編 (4 件)	12
民法編 (2 件)	13
商法編 (5 件)	16
民事訴訟法編 (6 件)	20
刑法編 (7 件)	22
刑事訴訟法編 (10 件)	38
社会法編 (1 件)	69
経済法編 (7 件)	70

重要判例要旨集

ここでは、原則として令和5年1月から12月に至る1年間の主要な判例あるいは決定の要旨32件を掲載した。

編修部

【憲法編】

1 経済産業省性同一性障害事件

● 憲法14条、国家公務員法86条

○生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法86条の規定による行政措置の要求を認められなかった人事院の判定が違法とされた事例。(最判令5・7・11 労判1297-68)

2 憲法53条違憲国家賠償等請求事件

● 憲法53条

○憲法53条後段の規定により国会の臨時会の召集を決定することの要求をした国会議員は、内閣による上記の決定の遅滞を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない。(最判令5・9・12 判例集未掲載)

3 住居侵入、殺人、死体遺棄被告事件

● 裁判所法4条

○第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断したうえで、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決は、第1審判決を破棄すべき理由となった量刑不当の点のみならず、刑の量定の前提として被告人の犯人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点においても、その事件について下級審の裁判所を拘束する。(最判令5・10・11 判例集未掲載)

【行政法編】

4 納骨堂経営許可処分取消、納骨堂経営変更許可処分取消請求事件

● 行政事件訴訟法9条、墓地、埋葬等に関する法律10条

○墓地、埋葬等に関する法律10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営またはその施設の変更に係る許可について、当該納骨堂の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有する。(最判令5・5・9 民集77-4-859)

5 助成金不交付決定処分取消請求事件

● 行政事件訴訟法30条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律3条・6条、独立行政法人通則法2条、独立行政法人日本芸術文化振興会法14条・16条・17条

○独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長がした、劇映画の製作活動に対する助成金を交付しない旨の決定が、上記理事長の裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したものとして違法であるとされた事例。(最判令5・11・17判例集未登載)

6懲戒免職処分取消、退職手当支給制限処分取消請求事件

●職員の退職手当に関する条例(昭28宮城県条例70。令1宮城県条例51改正前)12条1項1号

○酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分を受けて公立学校教員を退職した者に対してされた一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に係る判断が、裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したものとはいえないとされた事例。(最判令5・6・27判タ1513-65)

7地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件

●地方自治法245条の7第1項

○法定受託事務に係る申請を棄却した都道府県知事の処分がその根拠となる法令の規定に違反するとして、これを取り消す裁決がされた場合において、都道府県知事が上記処分と同一の理由に基づいて上記申請を認容する処分をしないことは、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。(最判令5・9・4判例集未登載)

8情報不開示決定取消等請求事件

●国家賠償法1条1項、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(令3法37廃止前)45条1項

○矯正管区長が、刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(令3法37廃止前)45条1項所定の保有個人情報に当たるとの見解に立脚し、その全部を開示しない旨の決定をした場合において、上記決定当時、公表されていた裁判例や情報公開・個人情報保護審査会の答申はいずれも上記見解をとっていたことがうかがわれるなど判示の事情の下では、上記決定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。(最判令5・10・26判例集未登載)

【民法編】

9損害賠償請求事件

●民法91条・第3編第2章・709条、自動車損害賠償保障法16条1項

○被害者を被保険者とする人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が、上記被害者の遺族に対し、上記条項の適用対象となる事故によって生じた損害について、人身傷害保険金として給付義務を負うとされている人身傷害保険金額に相当する額の金員を支払った場合、上記金員について作成された仮協定書に自動車損害賠償責任保険からの損害賠償額の支払いの立替払いであることを確認する趣旨を含む記載があることがうかがわれないなど判示の事情の下では、その後、上記保険会社が自動車損害賠償責任保険から損害賠償額の支払いを受けて上記遺族に対して追加で金員を支払ったことにより人身傷害保険金額を超える額の金員を支払うに至ったとしても、上記保険会社が上記遺族に対して当初支払った人身傷害保険金額に相当する額の金員については、上記遺族の加害者に対する損害賠償請求権の額から、上記保険会社が上記金員の支払いにより保険代位することができる範囲を超える額を控除することはできない。(最判令5・10・16判例集未登載)

10 取立金請求事件

●民法 304 条 1 項・372 条・505 条 1 項、民事執行法 193 条 1 項

○抵当不動産の賃借人は、抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権を差し押さえる前に、賃貸人との間で、抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と上記の差押えがされた後の期間に対応する賃料債権とを直ちに対等額で相殺する旨の合意をしたとしても、当該合意の効力を抵当権者に対抗することはできない（意見がある）。（最判令 5・11・27 判例集未登載）

11 不当利得返還請求事件

●1、2 につき 公職選挙法 251 条、民法 703 条・704 条

○1 公職選挙法 251 条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し当該当選人を唯一の所属議員とする会派の行った政務活動に関し不当利得返還請求権を有することはない。

2 公職選挙法 251 条の規定により遡って大阪市の議会の議員の職を失った当選人は、同市に対し議員として行った活動に関し不当利得返還請求権を有することはない。（最判令 5・12・12 判例集未登載）

12 損害賠償請求事件

●民法 709 条

○マンションの建築工事の請負人が、上記工事全体の 99%を超える出来高の工事を行ったが、上記工事に係る請負契約で定められた支払時期に支払われるべき請負代金の一部の支払いを受けるにとどまったため、自ら上記マンションを分譲販売する方法によって上記代金に係る債権の回収を図ることとしていた場合において、次の(1)、(2)の事情の下では、第三者において注文者から上記マンションの敷地を譲り受けた行為は、上記方法によって上記債権を回収するという請負人の利益を侵害するものとして上記債権を違法に侵害する行為に当たるといえることはできない。

(1) 上記の譲受行為の当時、上記敷地については注文者が所有しており、また、請負人において、将来、上記敷地の所有権その他の敷地利用権を取得する見込みがあったという事情もうかがわれない。

(2) 注文者は、上記譲受行為の当時、請負人に対し、その意向とは異なり、上記マンションの引渡しを受けて自らこれを分譲販売することを要望していた（反対意見がある）。（最判令 5・10・23 判例集未登載）

13 婚姻費用分担申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

●民法 760 条・772 条・877 条 1 項、家事事件手続法 39 条・別表第 2 の 2 の項

○婚姻費用分担審判において、夫とその妻が婚姻後に出産し戸籍上夫婦の嫡出子とされている子であって民法 772 条による嫡出の推定を受けないものとの間の父子関係の存否は訴訟において最終的に判断されるべきものであることを理由に、上記父子関係の不存在を確認する旨の判決が確定するまで夫は扶養義務を免れないとして、上記父子関係の存否を審理判断することなく、夫の上記子に対する上記父子関係に基づく扶養義務を認めた原審の判断には、違法がある。（最決令 5・5・17 判タ 1513-87）

14 特別の寄与に関する処分申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●民法 902 条・1046 条・1050 条

○遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しない。(最決令 5・10・26 判例集未掲載)

15 3 番所有権抹消登記等請求事件

●1、2につき 民法(平 30 法 72 改正前)1012 条・1013 条・1015 条、民事訴訟法第 1 編第 3 章

1につき 民法(平 30 法 72 改正前)902 条 1 項

2につき 民法(平 30 法 72 改正前)964 条

3につき 民法 990 条・995 条

- 1 遺言執行者は、共同相続人の相続分を指定する旨の遺言を根拠として、平成 30 年法律第 72 号の施行日前に開始した相続に係る相続財産である不動産についてされた所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えの原告適格を有するものではない。
- 2 相続財産の全部または一部を包括遺贈する旨の遺言がされた場合において、遺言執行者は、上記の包括遺贈が効力を生じてからその執行がされるまでの間に包括受遺者以外の者に対する所有権移転登記がされた不動産について、上記登記のうち上記不動産が相続財産であるとするれば包括受遺者が受けるべき持分に関する部分の抹消登記手続または一部抹消(更正)登記手続を求める訴えの原告適格を有する。
- 3 複数の包括遺贈のうちの 1 つがその効力を生ぜず、または放棄によってその効力を失った場合、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、その効力を有しない包括遺贈につき包括受遺者が受けるべきであったものは、他の包括受遺者には帰属せず、相続人に帰属する。(最判令 5・5・19 民集 77-4-1007)

【商法編】

16 株式売買価格決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

●会社法 144 条 2 項

○会社法 144 条 2 項に基づく譲渡制限株式の売買価格の決定の手続において裁判所が上記売買価格を定める場合に、上記譲渡制限株式の評価額の算定過程において上記譲渡制限株式に市場性がないことが考慮されていることはうかがわれないなど判示の事情の下においては、DCF 法によって算定された上記評価額から非流動性ディスカウント(非上場会社の株式には市場性がないことを理由とする減価)を行うことができる。(最決令 5・5・24 判タ 1514-33)

17 株式売買価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●会社法 785 条 2 項 1 号イ

○吸収合併消滅株式会社の株主が吸収合併をするための株主総会に先立って当該吸収合併に反対する旨の議決権の代理行使を第三者に委任することを内容とする委任状を上記会社に送付した場合において、次の(1)および(2)の事実関係の下では、上記株主が上記会社に対して上記委任状を送付したことは、会社法 785 条 2 項 1 号イにいう、吸収合併等をするための株主総会に先立って消滅株式会社等に対してされる当該吸収合併等に反対する旨の通知に当たる。

(1) 上記吸収合併消滅株式会社は、上記株主に対し、宛先を自社とし、「賛」または「否」のいずれ

かに○印を付けて吸収合併契約の承認に係る議案に対する賛否を記載する欄を設けた委任状用紙を送付して、議決権の代理行使を勧誘した。

- (2) 上記株主は、上記勧誘に応じて、上記欄の「否」に○印を付けて上記委任状を作成し、これを上記吸収合併消滅会社に対して返送した。(最決令 5・10・26 判例集未登載)

【民事訴訟法編】

18 訴訟救助付与申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件

●(1、2につき)民事訴訟法 9 条 1 項本文・82 条 1 項本文、民事訴訟費用等に関する法律 4 条 1 項・9 条 3 項柱書き

(1につき)民事訴訟法 83 条 1 項 1 号

- 1 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、訴え提起の手数料につき各原告に対する訴訟上の救助の付与対象となるべき額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて按分して得た額に限られる。
- 2 共同して訴えを提起した各原告の請求の価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする場合において、各原告につき民事訴訟法 82 条 1 項本文にいう「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として考慮すべき訴え提起の手数料の額は、上記訴訟の目的の価額を基礎として算出される訴え提起の手数料の額を各原告の請求の価額に応じて按分して得た額である。(最決令 5・10・19 判例集未登載)

19 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●民事訴訟法 263 条後段

- 民事訴訟の当事者双方が、適式な呼出しを受けながら、第 1 審の第 1 回口頭弁論期日およびその次の期日である第 2 回口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合において、当該訴訟の原告が、拘留所に収容されている死刑確定者であり、上記第 2 回口頭弁論期日に至るまで訴訟代理人を選任する具体的な見込みを有していたともうかがわれないことからすれば、当事者双方が出頭しないことにより裁判所の訴訟運営に支障が生じており、これが直ちに解消される状況になかったことが明らかであるなど判示の事情の下では、上記第 2 回口頭弁論期日において審理を継続することが必要であるとして期日の延期とともに新たな口頭弁論期日の指定がされたことを理由に当該訴訟について取下げがあったものとはみなされないとした原審の判断には、民事訴訟法 263 条後段の解釈適用を誤った違法がある(補足意見がある)。(最決令 5・9・27 判例集未登載)

20 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

●民事保全法 23 条 1 項

- 一筆の土地の一部についての所有権移転登記請求権を有する債権者において当該一部分について分筆の登記の申請をすることができないまたは著しく困難であるなどの特段の事情があるときは、当該土地の全部についての処分禁止の仮処分命令は直ちに保全の必要性を欠くものではない。(最決令 5・10・6 判例集未登載)

【刑法編】

21 傷害致死、傷害、証拠隠滅教唆被告事件

●刑法 61 条 1 項・104 条

○犯人が他人を教唆して自己の刑事事件に関する証拠を隠滅させたときは、刑法 104 条の証拠隠滅罪の教唆犯が成立すると解するのが相当である。(最決令 5・9・13 判例集未登載)

22 わいせつ電磁的記録等送信頒布被告事件

●憲法 21 条 1 項、刑法 175 条 1 項

○刑法 175 条 1 項の規定が憲法 21 条 1 項に違反するとの主張が欠前提処理された事例。(最決令 5・9・26 判例集未登載)

【刑事訴訟法編】

23 勾留理由開示に対する特別抗告事件

●刑事訴訟法 82 条・433 条 1 項・434 条・426 条 1 項

○勾留理由の開示は、公開の法廷で裁判官が勾留の理由を告げることであるから、刑事訴訟法 433 条 1 項にいう「決定又は命令」に当たらないと解するのが相当であり、これに対する抗告申立ては不適法である。(最決令 5・5・8 判タ 1514-37)

24 宅地建物取引業法違反被告事件

●刑事訴訟法 312 条 1 項、宅地建物取引業法 12 条 1 項・79 条 2 号・84 条 1 号

○被告人が、個人として免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因と、法人の代表者として法人の業務に関し免許を受けないで宅地建物取引業を営んだという訴因とは、個人として宅地建物取引業を営んだのか、法人の業務に関し法人の代表者としてこれを営んだのかに違いがあるとしても、被告人を行為者とした同一の建物賃貸借契約を媒介する行為を内容とするものであって、公訴事実の同一性を失わない。(最決令 5・10・16 判例集未登載)

25 被告人Aに対する脅迫、被告人Bに対する強要未遂被告事件

●刑事訴訟法 382 条・411 条 1 号

○労働組合の組合員である被告人両名らが、同組合の組合員が稼働する会社の取締役を脅迫し、同組合員を雇用している旨の就労証明書の作成等を要求したとして強要未遂罪の成立を認めた第 1 審判決について、強要未遂罪の解釈適用を誤り、ひいては事実を誤認したと説示しつつ、第 1 審判決が前提とする事実のうち、同社に同組合員を雇用している旨の就労証明書を作成等すべき義務はないとしたことについての事実の誤認を指摘しただけで、強要罪の成立を基礎付けるその余の事実関係について、その認定の不合理性を検討しないまま、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があったとした原判決は、第 1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものとはいえず、刑事訴訟法 382 条の解釈適用を誤った違法があり、同法 411 条 1 号により破棄を免れない。(最判令 5・9・11 判例集未登載)

26 窃盗未遂被告事件

●刑事訴訟法 400 条

○公訴事実と同旨の事実を含む事実経過を認定したうえ、これを前提に、窃盗の実行の着手があったとは認められず、被告事件が罪とならないときに当たるとして無罪を言い渡した第1審判決について、原判決が、同事実経過を前提として、窃盗の実行の着手を認めることができる旨の判断を示し、第1審判決には窃盗未遂罪の成立を否定した点において法令適用の誤りがあるとしてこれを破棄したなどの事情の下では、原審が事実の取調べをすることなく、訴訟記録および第1審裁判所において取り調べた証拠のみによって、直ちに公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して自ら有罪の判決をしたことは、刑事訴訟法400条但書に違反しない。(最決令5・6・20判例集未登載)

27 仮拘禁許可状の発付に対する特別抗告事件

●逃亡犯罪人引渡法5条2項・25条、刑事訴訟法433条、裁判所法8条、憲法34条

○東京高等裁判所裁判官がした仮拘禁許可状の発付は、逃亡犯罪人引渡法に基づき同裁判官が行った特別の行為であって、刑事訴訟法上の決定または命令でないばかりか、逃亡犯罪人引渡法には、これに対し不服申立てを認める規定が置かれていないのであるから、本件発付に対しては不服申立てをすることは許されない。(最決令5・11・6判例集未登載)

28 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件

●刑事訴訟法454条・458条1号

○検察官事務取扱の職務命令を受けていなかった検察事務官がした公訴に基づき発付された略式命令に対する非常上告が認められた事例。(最判令5・9・29判例集未登載)(最判令5・9・22判例集未登載)

【労働法編】

29 地位確認等請求事件

●労働契約法(平30法71改正前)20条

○自動車教習所の教習指導員の業務に従事する無期契約労働者と定年退職後に再雇用され同業務に従事する有期契約労働者との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違について、上記無期契約労働者の基本給につき、一部の者の勤続年数に応じた金額の推移から年功的性格を有するものであったなどとするにとどまり、各基本給の性質やこれを支給することとされた目的を十分に踏まえることなく、また、労使交渉に関する事情を適切に考慮しないまま、上記相違の一部が労働契約法(平30法71改正前)20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断には、同条の解釈適用を誤った違法がある。(最判令5・7・20判タ1513-80)

30 行政措置要求判定取消、国家賠償請求事件

●国家公務員法71条1項・86条・87条

○生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員である者に対し、その執務室がある庁舎のうち上記執務室がある階とその上下の階の女性トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性トイレの使用を認める旨の処遇が実施されている場合において、次の(1)～(4)など判示の事情の下においては、上記の者がした職場の女性トイレの使用に係る

国家公務員法 86 条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定は、裁量権の範囲を逸脱したまたはこれを濫用したものとして違法となる。

- (1) 上記の者は、上記処遇の下において、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、上記執務室がある階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ない。
- (2) 上記の者が所属する省において開かれた、その者が執務する部署の職員に対しその者の性同一性障害について説明する会においては、その者が上記執務室がある階の女性トイレを使用することについて、担当職員から数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない。
- (3) 上記の者は、女性ホルモンの投与を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けており、上記の説明会の後、女性の服装等で勤務し、上記執務室がある階から 2 階以上離れた階の女性トイレを使用することになったことでトラブルが生じたことはない。
- (4) 上記の説明会から上記判定に至るまでの約 4 年 10 か月の間に、上記の者による上記庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、上記処遇の見直しが検討されたことはうかがわれない（補足意見がある）。（最判令 5・7・11 労判 1297-68）

31 懲戒免職処分取消、退職手当支給制限処分取消請求事件

●職員の退職手当に関する条例(昭 28 宮城県条例 70。令 1 宮城県条例 51 改正前)12 条 1 項 1 号

- 1 裁判所が退職手当支給制限処分の適否を審査するにあたっては、退職手当管理機関と同一の立場に立って、処分すべきであったかどうかまたはどの程度支給しないこととすべきであったかについて判断し、その結果と実際にされた処分とを比較してその軽重を論ずべきではなく、退職手当支給制限処分が退職手当管理機関の裁量権の行使としてされたことを前提としたうえで、当該処分に係る判断が社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきである。

退職手当支給制限処分：職員の退職手当に関する条例（昭 28 宮城県条例 70。令 1 宮城県条例 51 改正前）12 条 1 項 1 号の規定により一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分

- 2 酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分を受けて公立学校教員を退職した者が、職員の退職手当に関する条例（昭 28 宮城県条例 70。令 1 宮城県条例 51 改正前）12 条 1 項 1 号の規定により、県の教育委員会から、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、上記処分に係る上記教育委員会の判断は、上記の者が管理職ではなく、上記懲戒免職処分を除き懲戒処分歴がないこと、約 30 年間にわたって誠実に勤務してきており、反省の情を示していること等を勘案しても、裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したものとはいえない。
 - (1) 上記酒気帯び運転の態様は、自家用車で酒席に赴き、長時間にわたって相当量の飲酒をした直後に、同自家用車を運転して帰宅しようとしたところ、運転開始から間もなく、過失により走行中の車両と衝突し、同車両に物的損害を生じさせる事故を起こすというものであった。
 - (2) 上記の者が教諭として勤務していた高等学校は、上記酒気帯び運転の後、生徒やその保護者への説明のため、集会を開くなどの対応を余儀なくされた。

- (3) 上記教育委員会は、上記酒気帯び運転の前年、教職員による飲酒運転が相次いでいたことを受けて、複数回にわたり服務規律の確保を求める通知等を発出するなどし、飲酒運転に対する懲戒処分につきより厳格に対応するなどといった注意喚起をしていた（2につき、反対意見がある）。（最判令5・6・27判タ1513-65）

【経済法編】

32 損害賠償請求控訴事件

●著作権法21条・23条

- 新聞記事の画像データを作成して記録媒体に保存したうえ、当該画像データをイントラネット上にアップロードし、従業員等が閲覧できる状態に置いたことについて、著作権（複製権及び公衆送信権）の侵害が認められた事例。（知財高裁令5・6・8判例集未登載）

おもな改正法令の紹介

- 1、模範六法・法務六法 2024 年版の法令現在（令和 5 年 8 月 1 日）より後、模範六法・法務六法に収録している令和 6 年 1 月 31 日までに公布されたおもな法令を収録した。
- 2、■は模範六法・法務六法収録法令、□は模範六法のみ収録法令を示す。
- 3、模範六法で省略されている部分についての改正は割愛した。
- 4、新旧対照表方式で公布された改正については、改正後の規定のみを掲載し、冒頭に《改正後》と明記した。
- 5、法文中の漢数字は算用数字に置き換えた（号数表示を除く）。

編修部

【憲法編】

□個人情報保護法

（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）

改正法施行日 〔附則参照〕

別表第 1 株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕附則〔中略〕第 55 条〔中略〕の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

【行政法編】

□地方自治法

（令和 5 年 11 月 24 日法律第 73 号）

改正法施行日、令 6・4・1

次に掲げる法律の規定中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

一 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 2 項

□政治資金規正法

（令和 5 年 12 月 13 日法律第 86 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

第 19 条の 2 第 2 項中「官報への」を「官報の発行に関する法律（令和 5 年法律第 85 号）第 11 条第

1 項に規定する書面官報（以下この項において「書面官報」という。）への」に、「官報の」を「書面官報の」に改める。

附 則〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、官報の発行に関する法律（令和 5 年法律第 85 号）の施行の日から施行する。〔後略〕

□地方財政法

（令和 5 年 12 月 6 日法律第 83 号）

改正法施行日、令 5・12・6

第 33 条の 5 の 2 第 1 項中「附則第 6 条の 2 第 1 項」を「附則第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

■出入国管理及び難民認定法

（令和 5 年 12 月 13 日法律第 84 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

第 5 条第 1 項第 6 号中「、大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）に定める大麻」を削る。

第 24 条第 4 号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）」に改める。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

【民法編】

■不動産登記令

（令和 5 年 10 月 4 日政令第 297 号）

改正法施行日、令 6・4・1

第 3 条第 11 号に次のように加える。

ト 所有権の保存若しくは移転の登記を申請するとき又は所有権の登記がない不動産について所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる事項

- (1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法第 73 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの（別表において「法人識別事項」という。）
- (2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、法第 73 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの（別表において「国内連絡先事項」という。）

別表の 13 の項申請情報欄に次のように加える。

ホ 法第 49 条第 1 項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときは、次に掲げる事項

- (1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法人識別事項
- (2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、国内連絡先事項

別表の 23 の項申請情報欄を次のように改める。

- イ 変更後又は更正後の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所
- ロ 当該登記名義人（所有権の登記名義人に限る。）が法人であるときは、法人識別事項（法人識別事項が既に登記されているときを除く。）
- ハ 変更後又は更正後の所有権の登記名義人の住所が国内にないときは、国内連絡先事項（国内連絡先事項が既に登記されているときを除く。）

別表の 25 の項申請情報欄を次のように改める。

- イ 変更後又は更正後の登記事項
- ロ 所有権の更正の登記によって所有権の登記名義人となる者があるときは、次に掲げる事項
 - (1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法人識別事項
 - (2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、国内連絡先事項

□供託規則

（令和 5 年 9 月 11 日法務省令第 36 号）

改正法施行日、令 5・9・18

《改正後》

第 6 条 供託書、供託物払渡請求書その他の供託に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。

2・3 [略]

4 第 1 項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、2 線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。ただし、供託官は、欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することもできる。

5 供託官以外の者が、供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、第 22 条第 2 項ただし書若しくは第 35 条第 2 項ただし書の規定により押印することを要しない書面又は第 26 条第 4 項（第 21 条の 3 第 3 項、第 21 条の 6 第 2 項、第 35 条第 4 項、第 42 条第 3 項、第 48 条第 3 項又は第 49 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により押印することを要しない書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの書面に押印することを要しない。

6 [略]

第 7 条 供託所に提出すべき書類について書式及び用紙の大きさが定められている場合において、1 枚の用紙に記載事項の全部を記載することができないときは、当該用紙と同じ大きさの用紙を用いて適宜の書式により継続して記載することができる。

2 前項の場合には、各用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

（書類への措置）

第 8 条 供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書並びに添付書類を除く。）が 2 枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

[2 項削除]

第 13 条 [略]

2～4 [略]

5 供託書が2枚以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に総枚数及び当該供託書が何枚目であることを記載しなければならない。

第13条の3 供託をしようとする者は、第13条第2項各号（第2号、第5号、第9号、第11号及び第12号を除き、同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、2枚以上にわたる供託書を提出することができない。

2・3 [略]

第22条 [略]

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書（第26号書式による供託物払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

一～十二 [略]

(印鑑証明書の添付等)

第26条 [略]

2・3 [略]

4 第22条第2項本文の規定にかかわらず、請求者又は第2項に掲げる者は、前項第2号、第4号又は第5号に掲げる場合には、供託物払渡請求書（第26号書式による供託物払渡請求書を除く。）に押印することを要しない。

第27条 [略]

2 第14条第1項後段の規定は、前項の場合に準用する。

3 [略]

第35条 [略]

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは管理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

一・二 [略]

3・4 [略]

第36条 [略]

2 [略]

3 第23条、第24条第2項、第26条第1項から第3項まで、第27条、第29条及び第35条第3項の規定は、利札の払渡しについて準用する。

第39条 [略]

2～5 [略]

6 委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によつて前条第1項第2号の規定による払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る第3項第1号に掲げる電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、第27条第1項（第35条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しない。

7・8 [省略]

第39条の2 [略]

2 委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によつて第38条第1項第1号

の規定による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る前条第 3 項第 1 号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第 14 条第 4 項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示することを要しない。

3 〔略〕

【商法編】

□商法施行規則

(令和 5 年 12 月 27 日法務省令第 49 号)

改正法施行日、令 5・12・27

《改正後》

第 9 条 商法第 539 条第 1 項第 2 号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

第 10 条 〔略〕

2 民間事業者等（電子文書法第 2 条第 1 号に規定する民間事業者等をいう。以下この章において同じ。）が前項の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

3 〔略〕

第 11 条 〔略〕

2 民間事業者等が、電子文書法第 6 条第 1 項の規定に基づき、前項の交付に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

3・4 〔略〕

第 12 条 〔略〕

2 〔略〕

3 第 1 項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 〔略〕

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 〔略〕

二 〔略〕

第 13 条 商法第 571 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 〔略〕

2 〔略〕

■会社法施行規則

(令和5年12月27日法務省令第50号)

改正法施行日、令5・12・27

《改正後》

第222条 法第2条第34号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体(第224条に規定する電磁的記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 〔略〕

第224条 法第26条第2項に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第228条を除き、以下この章において同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす

第230条 会社法施行令(平成17年政令第364号)第1条第1項又は第2条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 〔略〕

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 〔略〕

第233条 民間事業者等が電子文書法第3条第1項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

2 〔略〕

第237条 民間事業者等が、電子文書法第6条第1項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 〔略〕

□社債、株式等の振替に関する法律

(令和5年11月29日法律第79号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第44条第1項第1号中「第29条の4の2第9項」を「第29条の4の2第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

□社債、株式等の振替に関する法律

(令和 5 年 11 月 29 日法律第 80 号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第 2 条第 1 項第 17 号の 2 を同項第 17 号の 3 とし、同項第 17 号の次に次の 1 号を加える。

十七の二 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券に表示されるべき権利（前 3 号に掲げるものを除く。）

第 11 条第 1 項第 4 号及び第 5 号ロ中「第 239 条第 1 項」の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項」を加え、同条第 2 項中「同号」を「同条第 1 項第 13 号」に、「第 3 章」を「次章」に改め、「第 239 条第 1 項」の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項」を加える。

第 12 条第 2 項及び第 19 条中「第 239 条第 1 項」の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項」を加える。

〔中略〕

第 58 条第 9 号、第 10 号及び第 19 号から第 21 号までの規定中「第 239 条第 1 項」の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項」を加え、同条第 40 号中「又は第 240 条第 2 項」を「、第 240 条第 2 項、第 247 条の 2 の 4 第 2 項又は第 247 条の 2 の 7 第 2 項」に改める。

第 69 条の 2 第 1 項中「第 1 号の一定の日の 1 月前までに」を削り、同項第 2 号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第 3 項中「同号の一定の日までに同項第 2 号」を「同項第 2 号の期間内に同号」に改める。

〔中略〕

第 131 条第 1 項中「第 1 号の一定の日の 1 月前までに」を削り、同項第 2 号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第 3 項中「同号の一定の日までに同項第 2 号」を「同項第 2 号の期間内に同号」に改める。

第 167 条第 1 項中「第 1 号の一定の日の 1 月前までに」を削り、同項第 2 号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、新株予約権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第 3 項中「同号の一定の日までに同項第 2 号」を「同項第 2 号の期間内に同号」に改める。

第 196 条第 1 項中「第 1 号の一定の日の 1 月前までに」を削り、同項第 2 号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、振替新株予約権付社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第 3 項中「同号の一定の日までに同項第 2 号」を「同項第 2 号の期間内に同号」に改める。

〔中略〕

第 279 条中「第 239 条第 1 項」の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項」を加える。

第 285 条第 5 項中「第 129 条第 6 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項）」、「第 130 条第 1 項第 9 号（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項）」、「第 131 条第 1 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項）」、「第 133 条第 2 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、

第 239 条第 1 項]、「同条第 8 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項]、「第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項]、「第 151 条第 7 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] 及び「第 152 条第 1 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項] を、「第 239 条において読み替えて準用する第 159 条第 2 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 において読み替えて準用する第 159 条第 2 項] を加える。

第 289 条第 4 号中「第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項] を加え、「又は同条第 5 項] を「若しくは第 5 項、第 247 条の 2 の 4 第 2 項又は第 247 条の 2 の 7 第 2 項] に改める。

第 290 条第 2 号中「同条第 8 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] 及び「、第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項] を加え、「第 151 条第 6 項（同条第 8 項及び第 154 条第 5 項（これらの規定を第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] を「第 151 条第 6 項（同条第 8 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項、第 247 条の 2 の 3 第 1 項及び第 276 条第 2 号において準用する場合を含む。）、第 154 条第 5 項（第 228 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] に、「並びに第 276 条第 2 号] を「及び第 276 条第 2 号] に改める。

第 295 条第 14 号中「第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項] を加え、「又は第 242 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）」を「、第 242 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 247 条の 2 の 4 第 2 項又は第 247 条の 2 の 7 第 2 項] に改める。

第 296 条第 2 号中「又は第 238 条第 1 項] を「、第 238 条第 1 項又は第 247 条の 2 の 2 第 1 項] に、「又は第 238 条第 2 項] を「、第 238 条第 2 項又は第 247 条の 2 の 2 第 2 項] に改め、同条第 3 号中「又は] を「、」に改め、「第 238 条第 2 項] の下に「又は第 247 条の 2 の 2 第 2 項] を加え、同条第 4 号中「第 235 条第 1 項、第 239 条第 1 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項] を加え、「又は第 242 条第 1 項] を「、第 242 条第 1 項又は第 247 条の 2 の 4 第 1 項] に改め、同条第 5 号中「第 239 条第 1 項] の下に「、第 247 条の 2 の 3 第 1 項] を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

□担保付社債信託法

（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

第 68 条第 3 項中「による書面を交付せず] を「に違反して、同項の規定による情報の提供をせず] に、「書面を交付した] を「情報の提供をした] に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 〔省略〕

四 〔前略〕附則〔中略〕第 33 条〔中略〕の規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範

圏内において政令で定める日

【民事訴訟法編】

□民事訴訟規則

(令和5年9月19日最高裁判所規則第4号)

改正法施行日、令5・10・15

第2編第3章第1節中第105条の次に次の1条を加える。

(過料の裁判の執行に関する調査・法第189条)

第105条の2 刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第158条(処罰等の請求)、第295条の6から第295条の10まで(差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求書の記載要件)、第295条の11(準用規定等)第1項、第299条(裁判官に対する取調等の請求)第1項及び第300条(令状の有効期間)の規定は、法第189条(過料の裁判の執行)第3項(法及び他の法令において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第7編第2章(第511条及び第513条第6項から第8項までを除く。)の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

第111条の見出し中「勾引」を「勾引」に改め、同条中「(昭和23年最高裁判所規則第32号)」を削り、「勾引」を「勾引」に改める。

□人事訴訟規則

(令和5年11月22日最高裁判所規則第7号)

改正法施行日、令6・4・1

第33条中「第41条(嫡出否認の訴えの当事者等)第2項」の下に「(法第43条(認知の無効の訴えの当事者等)第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条第3項」を加え、「第42条(」を「第44条(」に改め、「第41条第2項」の下に「、第43条第3項」を加え、「第42条第3項」を「第44条第3項」に改める。

第35条の見出し中「第44条」を「第46条」に改め、同条を第37条とする。

第34条の見出し中「第44条」を「第46条」に改め、同条を第36条とする。

第3章中第33条の次に次の2条を加える。

(嫡出否認の訴えの訴状の添付書類)

第34条 民法(明治29年法律第89号)第772条(嫡出の推定)第3項の規定により父が定められる子について嫡出否認の訴えを提起するときは、訴状には、同法第774条(嫡出の否認)第4項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

(通知する判決の内容等・法第42条)

第35条 法第42条(嫡出否認の判決の通知)の規定による通知をする判決の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 主文
- 二 子が嫡出であることが否認された父の氏名
- 三 子の氏名及び生年月日

2 前項に規定する通知をする場合において、裁判所書記官は、同項の判決が確定した日を通知するものとする。

別表9の項下欄中「配偶者又は前配偶者」を「前婚の配偶者又はその後婚の配偶者」に改める。

□民事訴訟費用等に関する規則

(令和5年9月29日最高裁判所規則第5号)

改正法施行日、令5・10・1

第2条の4中「603円」を「648円」に改める。

第2条の5中「519円」を「564円」に改める。

□非訟事件手続規則

(令和5年9月19日最高裁判所規則第4号)

令5・10・15

第73条を第74条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 過料事件

(過料の裁判の執行に関する調査・法第121条)

第73条 刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第158条、第295条の6から第295条の10まで、第295条の11第1項、第299条第1項及び第300条の規定は、法第121条第3項(法第53条第7項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第7編第2章(第511条及び第513条第6項から第8項までを除く。)の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

□家事事件手続規則

(令和5年9月19日最高裁判所規則第4号)

改正法施行日、令5・10・15

次に掲げる規則の規定中「第101条」の下に「、第105条の2」を加える。

一 家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第46条第1項

□家事事件手続規則

(令和5年11月22日最高裁判所規則第7号)

改正法施行日、令6・4・1

第127条に次の1項を加える。

2 民法第772条第3項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての調停の申立てをするときは、家事調停の申立書には、同法第774条第4項に規定する前夫の氏名及び住所又は居所を明らかにするために必要な戸籍の謄本その他の書類を添付しなければならない。

第134条中「及び第136条」を「、次条及び第137条」に改める。

第140条を第141条とし、第139条を第140条とし、第3編第4章中第138条を第139条とし、第3編第3章中第137条を第138条とし、第136条を第137条とし、第3編第2章中第135条を第136条とし、第134条の次に次の1条を加える。

(通知する審判の内容等・法第 283 条の 2)

第 135 条 法第 283 条の 2 の規定による通知をする法第 277 条第 1 項の審判の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 主文
- 二 子が嫡出であることが否認された父の氏名
- 三 子の氏名及び生年月日

2 前項に規定する通知をする場合において、裁判所書記官は、同項の審判が確定した日を通知するものとする。

【刑法編】

■麻薬及び向精神薬取締法

(令和 5 年 12 月 13 日法律第 84 号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第 3 条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第 1 号中「物」の下に「及び大麻」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

一の二 大麻 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 2 条第 2 項に規定する大麻をいう。

第 2 条第 5 号中「別表第 1 第 76 号イ」を「別表第 1 第 78 号イ」に改め、同条第 17 号中「処方せん」を「処方箋」に、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第 18 号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第 24 号中「、大麻」を削り、同条第 33 号中「処方せん」を「処方箋」に、「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改め、同条に次の 4 号を加える。

四十四 大麻草 大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 1 項に規定する大麻草をいう。

四十五 大麻草栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 3 項に規定する大麻草栽培者をいう。

四十六 大麻草採取栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 4 項に規定する大麻草採取栽培者をいう。

四十七 大麻草研究栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 5 項に規定する大麻草研究栽培者をいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 別表第 1 に掲げる物以外の物であつて、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同表に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、この法律の規定（第 27 条及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第 3 条第 3 項に次の 1 号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第24条第1項第2号及び第3号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の1号を加える。

四 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第4項又は第5項に規定する目的のために所持する大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第24条第2項中「前項ただし書」の下に「(第1号から第3号までに係る部分に限る。)」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第11項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第25条の見出し中「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「処方せんに」を「麻薬処方箋に」に改める。

第26条の見出しを「(譲受け)」に改め、同条第1項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第2号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その処方せん」を「当該麻薬処方箋」に改め、同条第2項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第3項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に、「譲渡」を「譲渡し」に改める。

第27条の見出し中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第1項中「処方せんを」を「処方箋を」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第3号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第2項中「麻薬処方せんが第3項」を「麻薬処方箋が次項」に改め、同条第3項及び第4項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に改め、同条第6項中「処方せんを」を「処方箋を」に、「その処方せん」を「当該処方箋」に、「並びに」を「及び」に改める。

第28条第1項各号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の1号を加える。

三 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第4項又は第5項に規定する目的のために大麻を所持する場合

第28条第2項中「前項ただし書」の下に「(第1号及び第2号に係る部分に限る。)」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第29条中「者は、」を「者(大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。)は、廃棄する」に改め、同条ただし書中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第32条第1項中「次項において同じ」を「)」及び大麻草栽培者(次項において「麻薬営業者等」という)に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「麻薬営業者」を「麻薬営業者等」に、「同項」を「前項」に改める。

第34条第2項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第35条第1項中「すみやかにその」を「速やかに当該」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その麻薬」を「当該麻薬」に改める。

第50条第2項第2号中「へまで」を「ちまで」に改め、同号ハ中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同号ヘ中「ホまで」を「へまで」に改め、同号中へをととし、ホの次に次のように加える。

へ 暴力団員等

第50条第2項第2号に次のように加える。

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第50条の16第4項及び第50条の17中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改める。

第50条の23第2項中「又は病院等」を「及び病院等」に改め、同項第1号中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改める。

第51条第1項中「第6号」を「第8号」に改め、同条第2項中「へまで」を「ちまで」に改める。

第54条第5項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条第6項中「行なう」を「行う」に、「互に」を「互いに」に改め、同条第7項中「行なう」を「行う」に改める。

第58条の8第1項中「、大麻」を削る。

第62条第1項中「麻薬営業者」の下に「若しくは大麻草栽培者」を加え、「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改める。

第64条第2項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に、「一千万円」を「千万円」に改める。

第64条の2第2項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第64条の3第2項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第65条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第2項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第66条第1項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第2項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第66条の2第2項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第66条の3第1項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第2項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第66条の4第1項中「該当する」を「規定する違反行為をした」に改め、同条第2項中「者」を「ときは、当該罪を犯した者」に改める。

第69条中「1に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第4号中「、麻薬」を「麻薬」に、「者」を「とき。」に改め、同条第5号から第7号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第70条中「1に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第1号及び第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「処方せん」を「処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第4号から第9号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第10号中「(同条第4項において準用する場合を含む。)若しくは第3項(」を「若しくは第3項(これらの規定を)」に、「者」を「とき。」に改め、同条第11号から第13号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第14号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第15号から第21号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第71条中「(同条第4項において準用する場合を含む。)若しくは第3項(」を「若しくは第3項(これらの規定を)」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第72条中「1に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第4号中「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に、「者」を「とき。」に改め、同条第5号から第11号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第73条の2中「1に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

別表第1第76号中「掲げる物」の下に「又は大麻」を加え、同号ロ中「麻薬原料植物」の下に「又は大麻草」を加え、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第 42 号に掲げる物(大麻草としての形状を有しないものに限る。)を含有する物であつて、前各号(同号を除く。)に掲げる物又は大麻を含有しないもの

ハ 第 42 号又は第 43 号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。)

別表第 1 中第 76 号を第 78 号とし、第 75 号を第 77 号とし、第 42 号から第 74 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 41 号の次に次の 2 号を加える。

四十二 6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ
〔b・d〕ピラン-1-オール(別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類

四十三 6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ
〔b・d〕ピラン-1-オール(別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類

第 4 条 麻薬及び向精神薬取締法の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 46 号中「大麻草採取栽培者」を「第 1 種大麻草採取栽培者」に改め、同項第 47 号中「第 2 条第 5 項」を「第 2 条第 6 項」に改め、同号を同項第 48 号とし、同項第 46 号の次に次の 1 号を加える。

四十七 第 2 種大麻草採取栽培者 大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第 2 種大麻草採取栽培者をいう。

第 20 条第 1 項ただし書中「麻薬研究者が研究のため製造する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 麻薬研究者が研究のため麻薬を製造する場合

二 大麻草の栽培の規制に関する法律第 12 条の 4 第 1 項(同法第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。)の許可を受けた第 1 種大麻草採取栽培者又は第 2 種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬(別表第 1 第 42 号及び第 43 号に掲げる物に限る。第 24 条第 1 項第 5 号並びに第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号において同じ。)を製造する場合

第 24 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

四 第 1 種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 4 項に規定する製品の原材料として使用する大麻(同法第 12 条の 4 第 1 項の許可を受けた第 1 種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第 28 条第 1 項第 3 号において「製品原材料大麻」という。)を他の第 1 種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第 24 条第 1 項に次の 2 号を加える。

五 第 2 種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 5 項に規定する医薬品の原料として使用する大麻(同法第 17 条第 1 項において準用する同法第 12 条の 4 第 1 項の許可を受けた第 2 種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含む。第 28 条第 1 項第 4 号において「医薬品原料大麻」という。)を他の第 2 種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合又は第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる場合における麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

六 大麻草研究栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第 2 条第 6 項に規定する目的のために所持する大麻を大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第 28 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

三 第1種大麻草採取栽培者が、製品原材料大麻又は第20条第1項第2号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

第28条第1項に次の2号を加える。

四 第2種大麻草採取栽培者が、医薬品原料大麻又は第20条第1項第2号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

五 大麻草研究栽培者が、大麻草を研究する目的のために大麻を所持する場合

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕第4条〔中略〕の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

■大麻取締法

（令和5年12月13日法律第84号）

改正法施行日、〔附則参照〕

第1条 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律

第1条を次のように改める。

第1条 この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2条第3項中「大麻研究者」を「大麻草研究栽培者」に、「都道府県知事」を「第13条第1項の規定により厚生労働大臣」に、「、大麻」を「、大麻草」に、「大麻草を栽培し、又は大麻を使用する」を「、大麻草を栽培する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「大麻栽培者」を「大麻草採取栽培者」に改め、「とは、」の下に「第5条第1項の規定により」を加え、「繊維若しくは種子」を「種子又は繊維」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に、「大麻栽培者及び大麻研究者」を「大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。

2 この法律で「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。

第4条 削除

「第2章 免許」を「第2章 大麻草採取栽培者」に改める。

第5条第1項中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「の定める」を「で定める」に、「都道府県知事の免許」を「栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において単に「免許」という。）」に改め、同条第2項中「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同

項第 1 号を次のように改める。

一 第 12 条の 3 第 1 項の規定により免許を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者
第 5 条第 2 項第 4 号中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項
中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

二 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 項第 25 号に規定する麻薬中毒者をいう。）
第 5 条第 2 項に次の 3 号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規
定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（第 8 号にお
いて「暴力団員等」という。）

七 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるも
の

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 6 条第 1 項中「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許」を「免許」
に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、15 日以内に、そ
の旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第 7 条第 1 項中「大麻取扱者免許を」を「免許を」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名
簿」に、「大麻取扱者免許証を交付する」を「免許証を交付するものとする」に改め、同条第 2 項中「前
項の」を削り、同条に次の 3 項を加える。

3 大麻草採取栽培者は、免許証を毀損し、又は亡失したときは、15 日以内に、その事由を記載し、
かつ、毀損した場合には当該免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

4 大麻草採取栽培者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見した
ときは、15 日以内に、当該免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

5 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は第 12 条の 3 第 1 項の規定により
当該免許が取り消されたときは、15 日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

第 8 条中「大麻取扱者免許」を「免許」に、「免許の日からその年」を「当該免許の日からその日の
属する年の翌々年」に改める。

第 9 条から第 11 条までを次のように改める。

第 9 条 大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めると
ころにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の 1 月 31 日までに、次に掲げ
る事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 大麻草の作付面積
- 二 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量
- 三 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
- 四 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- 五 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

第 10 条 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなけれ
ばならない。

- 一 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

- 二 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 第12条の2第1項の規定により届け出た大麻の品名及び数量
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2 大麻草採取栽培者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならない。

第11条 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第2項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第3章の章名を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならない。

2 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならない。

第12条の次に次の4条及び章名を加える。

第12条の2 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、同項に規定する事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第12条の3 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、この法律の規定、この法律の規定に基づく都道府県知事の処分若しくはこの法律に規定する免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は第5条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当するに至つたときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第12条の4 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとする。

3 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、30日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第2項の規定により免許を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第12条の5 免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、第12条の3第1項又は前条第2項の規定による免許の取消しを受けた者及び同条第3項の規定により届け出な

ければならない者（以下この条において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から 50 日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設（麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 項第 23 号に規定する麻薬研究施設をいう。）の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、同法第 24 条第 1 項及び第 26 条第 3 項の規定を適用せず、また、免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、同法第 28 条第 1 項の規定を適用しない。

2 免許期間満了者等が前項の規定により同項の大麻を譲り渡したときは、15 日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

第 3 章 大麻草研究栽培者

第 13 条から第 16 条までを次のように改める。

第 13 条 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。

2 第 5 条第 2 項（第 7 号を除く。）、第 6 条及び第 7 条の規定は、大麻草研究栽培者に係る免許について準用する。この場合において、これらの規定中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「大麻草研究栽培者名簿」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第 5 条第 2 項第 1 号及び第 7 条第 5 項中「第 12 条の 3 第 1 項」とあるのは「第 17 条第 1 項において準用する第 12 条の 3 第 1 項」と、第 6 条第 1 項中「都道府県」とあるのは「厚生労働省」と読み替えるものとする。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の規定に基づき免許を与えたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 免許を申請する者又は第 2 項において準用する第 7 条第 3 項の規定により免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第 14 条 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の 12 月 31 日までとする。

第 15 条 大麻草研究栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間について、その翌年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 一 大麻草の作付面積
- 二 当該有効期間の初日に所持した大麻の品名及び数量
- 三 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- 四 当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知するものとする。

第 16 条 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第 16 条の 2 を削る。

第 17 条を次のように改める。

第 17 条 第 10 条から第 12 条まで、第 12 条の 2 第 1 項及び第 12 条の 3 から第 12 条の 5 までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第 12 条の 3 第 1 項中「第 5 条第 2 項第 2 号から第 8 号まで」と

あるのは「第 13 条第 2 項において準用する第 5 条第 2 項第 2 号から第 6 号まで及び第 8 号」と、「免許」とあるのは「免許（第 13 条第 1 項に規定する免許をいう。以下同じ。）」と、同条第 2 項及び第 12 条の 4 第 4 項中「大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「大麻草研究栽培者名簿」と、同条第 3 項中「死亡し、又は解散した」とあるのは「死亡した」と、「若しくは相続人」とあるのは「又は相続人」と、「管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者」とあるのは「管理する者」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

- 一 前項において準用する第 12 条の 3 第 1 項の規定により免許を取り消したとき、又は大麻草の栽培の中止を命じたとき。
- 二 前項において準用する第 12 条の 4 第 2 項の規定により免許を取り消したとき、又は同条第 3 項の規定による届出があつたとき。
- 三 免許の有効期間が満了したとき（免許の有効期間が満了した者が引き続き免許を受けている場合を除く。）。

第 18 条から第 20 条までを次のように改める。

第 18 条から第 20 条まで 削除

第 21 条第 1 項中「大麻の取締り」を「この法律の施行」に、「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に改める。

第 22 条中「基き」を「基づき」に、「大麻取締に要する」を「大麻草の栽培の規制に必要な」に改める。

第 22 条の 3 を削る。

第 22 条の 4 中「第 4 条第 2 項、第 14 条、第 16 条第 2 項」を「第 9 条（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）、第 11 条から第 12 条の 2 まで、第 12 条の 5 第 2 項」に改め、同条を第 22 条の 3 とし、第 22 条の 5 を第 22 条の 4 とする。

第 24 条第 1 項中「大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した」を「大麻草をみだりに栽培した」に、「7 年」を「1 年以上 10 年」に改め、同条第 2 項中「犯した」の下に「ときは、当該罪を犯した」を加え、「10 年以下の懲役」を「1 年以上の有期懲役」に、「300 万円」を「500 万円」に改める。

第 24 条の 2 を次のように改める。

第 24 条の 2 削除

第 24 条の 3 を削る。

第 24 条の 4 中「3 年」を「5 年」に改め、同条を第 24 条の 3 とする。

第 24 条の 5 を削る。

第 24 条の 6 中「3 年」を「5 年」に改め、同条を第 24 条の 4 とする。

第 24 条の 7 を削る。

第 24 条の 8 中「、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 24 条の 6 及び前条」を「及び前 2 条」に、「刑法」を「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」に改め、同条を第 24 条の 5 とし、同条の次に次の 2 条を加える。

第 24 条の 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第 11 条（第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 第 12 条の 3 第 1 項（第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違

反したとき。

第 24 条の 7 第 24 条、第 24 条の 3 若しくは前条第 2 号の罪に係る大麻草又は同条第 1 号の罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（前条の罪を除く。）の実行に関し、大麻草の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第 25 条を次のように改める。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑若しくは 20 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第 7 条第 2 項（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第 10 条第 1 項（第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第 10 条第 2 項（第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつたとき。

四 第 12 条（第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻を廃棄したとき。

五 第 12 条の 2 第 1 項、第 12 条の 4 第 1 項若しくは第 3 項又は第 12 条の 5 第 2 項（これらの規定を第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

六 第 16 条の規定に違反したとき。

第 25 条の次に次の 1 条を加える。

第 25 条の 2 第 12 条の 2 第 1 項、第 12 条の 4 第 3 項又は第 12 条の 5 第 2 項（これらの規定を第 17 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑若しくは 20 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 26 条中「1 に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に、「10 万円」を「20 万円」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

一 第 9 条又は第 15 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第 26 条第 2 号から第 4 号までを削り、同条第 5 号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 27 条中「若しくは第 24 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項」を「(同条第 2 項に係る部分に限る。)」に、「第 24 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項若しくは前 2 条」を「第 24 条の 6 若しくは前 3 条」に改める。

第 28 条を附則第 1 項とし、第 29 条を附則第 2 項とし、第 30 条から第 33 条までを削る。

本則中第 27 条の次に次の 1 条を加える。

第 28 条 第 7 条第 3 項から第 5 項まで（これらの規定を第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

第 2 条 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第 2 条第 3 項中「大麻草採取栽培者」を「第 1 種大麻草採取栽培者、第 2 種大麻草採取栽培者」に改め、同条第 4 項中「大麻草採取栽培者」を「第 1 種大麻草採取栽培者」に、「種子又は繊維」を「大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に

次の1項を加える。

5 この法律で「第2種大麻草採取栽培者」とは、第13条第1項の規定により厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

「第2章 大麻草採取栽培者」を「第2章 第1種大麻草採取栽培者」に改める。

第5条第1項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改め、同条第2項第1号中「第12条の3第1項」を「第12条の6第1項」に改め、同項第5号中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改める。

第6条第1項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第3項中「大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者は、第1種大麻草採取栽培者名簿」に改める。

第7条第1項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第3項及び第4項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改め、同条第5項中「第12条の3第1項」を「第12条の6第1項」に改める。

第9条中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改め、同条第3号中「大麻」の下に「及び第18条に規定する方法による処理をしていない大麻草の種子（以下「発芽不能未処理種子」という。）」を加え、同条第4号及び第5号中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加える。

第10条第1項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改め、同項第1号中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加え、同項第3号中「大麻」の下に「、発芽不能未処理種子及び麻薬（第12条の4第1項に規定する加工の過程において製造された麻薬及び向精神薬取締法別表第1第42号及び第43号に掲げる物に限る。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 播(は)種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日

第10条第2項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改める。

第11条及び第12条中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に改める。

第12条の2第1項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に、「につき」を「、発芽不能未処理種子及び麻薬につき」に、「の品名」を「、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名」に改める。

第12条の5第1項中「第12条の3第1項」を「第12条の6第1項」に、「大麻草栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者」に、「大麻の」を「大麻及び麻薬の」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「とき」の下に「、又は前項の規定により同項の発芽不能未処理種子を譲り渡したとき」を、「当該大麻」の下に「又は当該発芽不能未処理種子」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 免許期間満了者等は、前項に規定する事由の生じた日から50日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

第2章中第12条の5を第12条の8とする。

第12条の4第1項及び第3項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に、「大麻の」を「大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の」に改め、同条第4項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条を第12条の7とする。

第12条の3第1項中「大麻草採取栽培者」を「第1種大麻草採取栽培者」に、「許可」を「都道府県知事の許可」に改め、同条第2項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 厚生労働大臣は、第1種大麻草採取栽培者が、この法律の規定若しくはこの法律に規定する厚生労働大臣の許可に付した条件に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、第12条の4第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて、同項の規定による大麻草の加工の中止を命ずることができる。

第12条の3を第12条の6とし、第12条の2の次に次の3条を加える。

第12条の3 第1種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第1第42号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。

2 第1種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。

第12条の4 第1種大麻草採取栽培者は、大麻草の加工（大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この項及び第3項において同じ。）をしようとするときは、1月から6月まで及び7月から12月までの期間（同項において「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であつて厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた第1種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後30日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第1項の規定に基づき許可を与えたとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとする。

第12条の5 第1種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

「第3章 大麻草研究栽培者」を「第3章 第2種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改める。

第13条第1項中「大麻草研究栽培者」を「第2種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」に改め、同条第2項中「(第7号を除く。)」を削り、「規定は、」の下に「第2種大麻草採取栽培者又は」を加え、「大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草研究栽培者名簿」を「第2種大麻草採取栽培者名簿又は大麻草研究栽培者名簿」に、「第5条第2項第1号及び第7条第5項」を「第5条第2項中「各号」とあるのは「各号(大麻草研究栽培者の免許にあつては、第7号を除く。)」と、同項第1号」に、「第12条の3第1項」を「第12条の6第1項」に改め、「第17条第1項」の下に「又は第2項」を、「厚生労働省」の下に「と、第7条第5項中「第12条の6第1項」とあるのは「第17条第1項若しくは第2項において準用する第12条の6第1項」を加える。

第15条第1項中「大麻草研究栽培者」を「第2種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加える。

第16条中「(栽培地において現に生育するものを除く。)」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。次項において同じ。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第17条第2項第1号中「前項」を「前2項」に、「第12条の3第1項」を「第12条の6第1項」に改め、同項第2号中「前項」を「前2項」に、「第12条の4第2項」を「第12条の7第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「及び第12条の3から第12条の5まで」を「、第12条の6第1項及び第2項、第12条の7並びに第12条の8」に、「、第12条の3第1項」を「、第10条第1項第3号中「、発芽不能未処理種子及び麻薬（第12条の4第1項に規定する加工の過程において製造された麻薬及び向精神薬取締法別表第1第42号及び第43号に掲げる物に限る。以下同じ。））」とあるのは「及び発芽不能未処理種子」と、第12条の2第1項並びに第12条の7第1項及び第3項中「、発芽不能未処理種子及び麻薬」とあるのは「及び発芽不能未処理種子」と、第12条の6第1項に、「第12条の4第4項」を「第12条の7第4項」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第1種大麻草採取栽培者名簿」に改め、「管理する者」との下に「、第12条の8第1項中「第1種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者」とあるのは「大麻草栽培者、麻薬製造業者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第12号に規定する麻薬製造業者をいう。））」と、「当該大麻及び麻薬」とあるのは「当該大麻」とを加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第10条から第12条まで、第12条の2第1項、第12条の4（第4項を除く。）及び第12条の6から第12条の8までの規定は、第2種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第12条の6第1項中「第5条第2項第2号」とあるのは「第13条第2項において準用する第5条第2項第2号」と、「免許」とあるのは「免許（第13条第1項に規定する免許をいう。以下同じ。））」と、同条第2項及び第12条の7第4項中「第1種大麻草採取栽培者名簿」とあるのは「第2種大麻草採取栽培者名簿」と、第12条の8第1項中「又は管理する大麻を第1種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は」とあるのは「若しくは管理する大麻を第2種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第12号に規定する麻薬製造業者をいう。以下同じ。）若しくは」と、「 ）の設置者」とあるのは「（以下同じ。）の設置者に譲り渡す場合又はその所有し、若しくは管理する麻薬を麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者」と、「麻薬の」とあるのは「当該麻薬の」と、同条第3項中「大麻を」とあるのは「大麻若しくは麻薬を」と、「当該大麻」とあるのは「当該大麻若しくは麻薬」と読み替えるものとする。

「第4章 監督」を「第4章 大麻草の種子の取扱い」に改める。

第18条から第21条までを次のように改める。

第18条 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならない。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第19条 発芽不能未処理種子は、輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 大麻草栽培者が輸入する場合
- 二 発芽不能未処理種子を輸入し、前条に規定する方法による処理をする場合

2 前項ただし書の許可（同項第2号に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者は、発芽

不能未処理種子を輸入した日から 3 月以内に、同号に規定する方法による処理をしなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項ただし書の許可を受けようとする者が前項の規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 3 年を経過していないときは、当該許可をしないことができる。

第 20 条 第 18 条に規定する方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならない。

第 21 条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができる。

第 4 章中第 21 条の次に次の 2 条を加える。

第 21 条の 2 厚生労働大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生労働大臣から交付を受けた大麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は栽培することができる。

4 第 2 項の規定により厚生労働大臣から大麻草の種子の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、大麻草に関する犯罪鑑識のため使用した大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

第 21 条の 3 同一人が 2 以上的大麻草栽培者の免許を有する場合には、この法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。

第 22 条の 4 を第 22 条の 5 とする。

第 22 条の 3 中「第 12 条の 5 第 2 項及び第 21 条第 1 項」を「第 12 条の 8 第 3 項及び前条第 1 項」に改め、同条を第 22 条の 4 とし、第 22 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 22 条の 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができる。

2 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 24 条の 2 を次のように改める。

第 24 条の 2 第 12 条の 3 第 1 項の規定に違反した者は、7 年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、1 年以上 10 年以下の拘禁刑に処し、又は情状により 1 年以上 10 年以下の拘禁刑及び 300 万円以下の罰金に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

第 24 条の 6 第 1 号中「第 17 条第 1 項」の下に「又は第 2 項」を加え、同条第 2 号中「第 12 条の 3 第 1 項（第 17 条第 1 項）」を「第 12 条の 6 第 1 項（第 17 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を

含む。)又は第3項(第17条第1項)に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

二 第12条の4第1項(第17条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、大麻草の加工をしたとき。

第24条の6に次の2号を加える。

四 第18条の規定に違反して、大麻草の種子を譲り渡したとき。

五 第19条第1項の規定に違反して同項ただし書の許可を受けないで発芽不能未処理種子を輸入し、又は同条第2項の規定に違反したとき。

第24条の7第1項中「、第24条の3」を「から第24条の3まで」に改め、「前条第2号」の下に「若しくは第3号」を加え、「大麻草又は」を「大麻草、」に、「大麻で」を「大麻又は同条第4号若しくは第5号の罪に係る大麻草の種子で」に改め、同条第2項中「罪(」の下に「第24条の2及び」を加える。

第25条第2号から第4号までの規定中「第17条第1項」の下に「又は第2項」を加え、同条第5号中「第12条の4第1項」を「第12条の7第1項」に、「第12条の5第2項」を「第12条の8第3項」に改め、「第17条第1項」の下に「又は第2項」を加え、同条第6号中「第16条」を「第12条の5又は第16条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

六 第12条の4第3項(第17条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告をする場合において虚偽の報告をしたとき。

第25条に次の1号を加える。

八 第12条の8第2項(第17条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第25条の2中「第12条の2第1項、第12条の4第3項又は第12条の5第2項(これらの規定を第17条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなかつたときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第12条の2第1項、第12条の7第3項又は第12条の8第3項(これらの規定を第17条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなかつたとき。

二 第12条の4第3項(第17条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告をしなかつたとき。

第26条第2号中「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

二 第20条の規定に違反したとき。

第27条中「第24条の6」を「第24条の2第2項若しくは第3項(同条第2項に係る部分に限る。)、第24条の6」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 第2条〔中略〕 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

■薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

(令和5年12月13日法律第84号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第2条第1項中「、大麻取締法（昭和23年法律第124号）に規定する大麻」を削り、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(令和5年11月29日法律第79号)

改正法施行日、〔附則参照〕

別表第48号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第4章」を「第6章」に改める。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕附則〔中略〕第55条〔中略〕の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(令和5年11月29日法律第79号)

改正法施行日、〔附則参照〕

別表第48号中「第6章」を「第7章」に改める。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(令和5年12月13日法律第84号)

改正法施行日、〔附則参照〕

次に掲げる法律の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一・二 〔省略〕

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）別表第10号

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。〔後略〕

□組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(令和5年11月29日法律第79号)

改正法施行日、〔附則参照〕

別表第2第31号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第88条第4号」を「第143条第4号」に改める。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕附則〔中略〕第55条〔中略〕の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

【刑事訴訟法編】

■刑事訴訟法

(令和5年12月13日法律第84号)

改正法施行日、〔附則参照〕

次に掲げる法律の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第350条の2第2項第4号ロ

二・三 〔省略〕

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

□刑事訴訟規則

(令和5年9月19日最高裁判所規則第4号)

改正法施行日、令5・10・15

第6条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「場合」の下に「又は当該請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合」を加える。

第158条中「第222条第7項」の下に「(法第513条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第7編中第295条の5の次に次の6条を加える。

(差押え等の令状請求書の記載要件・法第509条)

第295条の6 法第509条の規定による差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

- 二 請求者の官公職氏名
- 三 裁判の執行を受ける者の氏名（その者が法人であるときは、その名称）
- 四 執行すべき裁判を特定するに足りる事項
- 五 前号の裁判が確定した後でなければこれを執行することができないものであるときは、当該裁判が確定した日及び確定した事由
- 六 7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 七 法第509条第2項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 八 日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

2 法第509条の規定による身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第509条第4項に規定する事項を記載しなければならない。

3 裁判の執行を受ける者の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

（資料の提供等・法第509条等）

第295条の7 前条第1項の請求をするには、執行すべき裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を差し出さなければならない。

2 前項の請求をする場合において、郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（裁判の執行を受ける者から発し、又は裁判の執行を受ける者に対して発したものを除く。）の差押えのための令状を請求するには、その物が裁判の執行に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 第1項の請求をする場合において、裁判の執行を受ける者以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての搜索のための令状を請求するには、差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（身体検査令状の記載要件・法第510条）

第295条の8 法第509条第1項後段又は第511条第1項後段の身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（令状の返還に関する記載・法第510条）

第295条の9 法第509条第1項の令状には、有効期間内であっても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第515条）

第295条の10 検察官が法第515条第2項の規定によつてする請求に係る請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請求者の官公職氏名
- 二 裁判の執行を受ける者の氏名（その者が法人であるときは、その名称）
- 三 執行すべき裁判を特定するに足りる事項
- 四 前号の裁判が確定した後でなければこれを執行することができないものであるときは、当該裁判が確定した日及び確定した事由
- 五 鑑定人の氏名及び職業
- 六 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、

発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

七 許可状が7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

2 前項の請求をする場合には、第295条の6第3項及び第295条の7第1項の規定を準用する。
(準用規定等)

第295条の11 第139条第1項、第140条及び第141条の規定は、検察官が法第509条第3項又は第515条第2項の規定によつてする請求について準用する。

2 第43条及び第1編第9章の規定(第100条第1項の規定を除く。)は裁判所又は裁判官が法第511条及び第512条の規定によつてする押収又は捜索について、第101条の規定は裁判所又は裁判官が法第511条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第43条第1項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

3 裁判所又は裁判官が法第511条の規定によつてする検証については、執行をする者が、自ら調書を作らなければならない。

4 前項の調書については、第41条第2項(第1号に限る。)及び第43条第2項の規定を準用する。

■刑事訴訟規則

(令和5年12月25日最高裁判所規則第10号)

改正法施行日、令6・2・15

第34条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(裁判の告知)」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第34条の2 法第271条の2第2項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの(法第271条の5第1項の決定により通知することとされたものを除く。第5項及び第6項において同じ。)が法第271条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

2 法第312条の2第2項の規定による訴因変更等請求書面抄本等(同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。以下同じ。)の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの(法第312条の2第4項において読み替えて準用する法第271条の5第1項の決定により通知することとされたものを除く。第5項及び第6項において同じ。)が法第271条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達して裁判の告知をすることができる。

3 法第207条の2第2項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないもの(法第207条の3第1項の裁判により通知することとされたものを除く。第7項及び第8項において同じ。)が法第201条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

4 法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第2項の規定による鑑定留置状

に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第 224 条第 3 項において準用する法第 207 条の 3 第 1 項の裁判により通知することとされたものを除く。第 7 項及び第 8 項において同じ。）が法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を被疑者に送達して裁判の告知をすることができる。

5 法第 271 条の 3 第 1 項若しくは第 271 条の 4 第 2 項の規定による起訴状の謄本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 3 第 1 項若しくは第 271 条の 4 第 2 項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

6 法第 271 条の 3 第 3 項若しくは第 271 条の 4 第 4 項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 3 第 3 項若しくは第 271 条の 4 第 4 項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をし、又は裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。

7 法第 207 条の 2 第 2 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 2 項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載されているこれらの個人特定事項を被疑者に知らせはならない旨の条件を付することができる。

8 法第 207 条の 2 第 2 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 2 項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件に

ついて、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)若しくは第 2 号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第 1 号ハ(2)若しくは第 2 号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をすることができる。

(処置をとるべきことの請求)

第 34 条の 3 裁判所又は裁判官は、前条第 5 項から第 7 項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所又は裁判官に通知しなければならない。

第 44 条第 1 項第 13 号中「第 291 条第 4 項」を「第 291 条第 5 項」に改め、同項第 50 号を同項第 51 号とし、同項第 49 号中「第 291 条第 4 項」を「第 291 条第 5 項」に改め、同号を同項第 50 号とし、同項第 48 号を同項第 49 号とし、同項第 47 号を同項第 48 号とし、同項第 46 号中「第 299 条の 5 第 1 項」の下に「又は第 2 項」を加え、同号を同項第 47 号とし、同項第 45 号の次に次の 1 号を加える。

四十六 法第 271 条の 5 第 1 項又は第 2 項（これらの規定を法第 312 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

第 57 条の見出し中「抄本」の下に「等」を加え、同条第 1 項中「又は裁判を記載した調書」を「、裁判を記載した調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの又は裁判書の謄本に代わるもの（第 290 条第 2 項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）」に改め、同条第 3 項中「附記」を「付記」に改め、同条第 5 項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 第 34 条の 2 第 1 項から第 4 項まで、第 6 項及び第 8 項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第 58 条第 1 項中「定」を「定め」に改め、同条第 2 項中「調書」の下に「、令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第 290 条第 2 項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）」を加える。

第 61 条の次に次の 1 条を加える。

(条件を付する場合等の裁判長等による記名押印)

第 61 条の 2 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするとき、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

2 裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするとき、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

第 63 条第 1 項ただし書中「及び略式命令」を「の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本及び第 290 条第 2 項の略式命令の謄本に代わるもの」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

(勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件・法第271条の8等)

第70条の2 法第271条の8第1項第2号(法第312条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被告人の氏名及び住居
 - 二 罪名
 - 三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨
 - 四 当該書面が法第271条の8第1項第2号の規定によるものである旨
 - 五 引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設
 - 六 勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
 - 七 勾引状又は勾留状発付の年月日
 - 八 勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名
 - 九 勾留状に代わるものを交付するときは、法第60条第1項各号に定める事由
- 2 被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。
- 3 被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第73条の見出し中「勾引状」の下に「等」を加え、同条中「勾引状」の下に「又は勾引状に代わるもの」を加える。

第74条の見出し中「謄本」の下に「の被告人への」を、「請求」の下に「等」を加え、同条中「謄本の」の下に「被告人への」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。
- 3 第1項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。
 - 一 法第207条の2第2項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合(同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第207条の3第1項の裁判があつた場合を除く。)であつて、法第271条の2第2項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき 当該勾留状に代わるもの(法第207条の3第3項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるもの)の謄本
 - 二 法第271条の8第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本
 - 三 法第312条の2第4項において読み替えて準用する法第271条の8第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

第74条の次に次の3条を加える。

(勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等)

第 74 条の 2 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第 271 条の 3 第 1 項若しくは第 271 条の 4 第 2 項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 3 第 1 項若しくは第 271 条の 4 第 2 項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第 1 号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第 299 条の 4 第 11 項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一 次号に掲げるとき以外のとき 勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第 271 条の 5 第 1 項の決定により通知することとされたものを除く。）及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する法第 271 条の 5 第 1 項の決定により通知することとされたものを除く。）に限る。）を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

二 前号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法の指定をしたとき又は検察官から法第 299 条の 4 第 11 項の規定により被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した旨の通知があつたとき 当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定すること。

3 第 1 項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一 法第 207 条の 2 第 2 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第 207 条の 3 第 1 項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第 271 条の 3 第 3 項又は第 271 条の 4 第 4 項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき 当該勾留状に代わるもの（法第 207 条の 3 第 3 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二 法第 271 条の 3 第 3 項又は第 271 条の 4 第 4 項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合であつて、法第 271 条の 8 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三 法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 3 第 3 項又は第 271 条の 4 第 4 項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する法第 271 条の 8 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき 当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

(勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式)

第 74 条の 3 前条第 1 項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面においては、前条第 1 項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3 第 1 項の書面において前条第 1 項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被告人である請求については第 74 条第 1 項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第 1 項の規定による請求とみなす。

(処置をとるべきことの請求)

第 74 条の 4 裁判所は、第 74 条の 2 第 2 項後段の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項後段の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかったときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第 87 条の見出し中「第 94 条」の下に「等」を加え、同条中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 保証書をもつて法第 98 条の 9 第 7 項に規定する増額分の保証金に代える場合における前項の規定の適用については、同項中「保証金額」とあるのは、「増額分の保証金額」とする。

第 91 条の見出し中「保証金」の下に「等」を、「第 96 条」の下に「、第 98 条の 8、第 98 条の 9、第 98 条の 11」を加え、同条第 2 項中「あらたな」を「新たな」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 法第 98 条の 9 第 6 項の規定により保証金額が減額されたときは、減額分の保証金を還付しなければならない。

4 次の場合には、没取されなかつた監督保証金は、これを還付しなければならない。

- 一 勾留が取り消され、又は勾留状が効力を失つたとき。
- 二 保釈が取り消され又は効力を失つたとき。
- 三 勾留の執行停止が取り消され又は効力を失つたとき。
- 四 監督者が解任され又は死亡したとき。

第 92 条の 2 の見出し中「第 98 条」を「第 343 条、第 98 条等」に改め、同条中「第 343 条」を「第 343 条第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 271 条の 8 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）（法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合又は法第 207 条の 2 第 2 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「勾留状の謄本」とあるのは、「法第 271 条の 8 第 1 項第 2 号（法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の勾留状に代わるもの又は法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの」とする。

第 1 編第 8 章中第 92 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(監督保証金に代わる保証書の記載事項・法第 98 条の 6 等)

第 92 条の 3 監督保証金に代わる保証書には、監督保証金額及びいつでもその監督保証金を納める旨を記載しなければならない。

第 104 条及び第 112 条中「から第 76 条まで」を「、第 73 条、第 74 条第 1 項及び第 2 項、第 75 条並びに第 76 条」に改める。

第 131 条の次に次の 1 条を加える。

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第 167 条、第 271 条の 8 等)

第 131 条の 2 法第 167 条第 5 項において準用する法第 271 条の 8 第 1 項第 2 号（法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被告人の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨
- 四 当該書面が法第 167 条第 5 項において準用する法第 271 条の 8 第 1 項第 2 号の規定によるものである旨
- 五 留置すべき場所
- 六 留置の期間
- 七 鑑定の目的
- 八 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
- 九 鑑定留置状発付の年月日
- 十 鑑定留置状に記名押印した裁判長の氏名

2 第 70 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 167 条第 5 項において準用する法第 271 条の 8 第 1 項第 2 号の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

第 141 条の 2 の見出し中「通知」の下に「等」を加え、同条中「したとき」の下に「又は法第 201 条の 2 第 1 項の規定により逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定したとき」を加える。

第 142 条の次に次の 1 条を加える。

(逮捕状に代わるものの交付請求書の記載要件)

第 142 条の 2 法第 201 条の 2 第 1 項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 法第 201 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 法第 201 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る者がそれぞれ同項第 1 号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第 2 号イ若しくはロのいずれに該当するかの別
- 五 前条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項
- 六 逮捕状に代わるものを数通必要とするときは、その旨及び事由
- 七 引致すべき官公署その他の場所

3 前項の場合には、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

第 143 条に次の 1 項を加える。

2 法第 201 条の 2 第 1 項の規定による請求をするには、前条第 2 項第 4 号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

第 144 条の次に次の 1 条を加える。

(逮捕状に代わるものの記載要件)

第 144 条の 2 逮捕状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 法第 201 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 当該書面が法第 201 条の 2 第 2 項の規定によるものである旨
- 五 引致すべき官公署その他の場所
- 六 請求者の官公職氏名
- 七 逮捕状の有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず逮捕状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
- 八 逮捕状発付の年月日
- 九 逮捕状を発付した裁判官の氏名

2 第 70 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、逮捕状に代わるものについてこれを準用する。

第 145 条の次に次の 1 条を加える。

(逮捕状に代わるものの作成)

第 145 条の 2 逮捕状に代わるものは、第 142 条の 2 第 1 項の書面及びその記載を利用してこれを作ることができる。

第 146 条の見出し中「逮捕状」の下に「等」を加え、同条中「逮捕状」の下に「及び逮捕状に代わるもの」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(逮捕状に代わるものの交付請求の却下等)

第 146 条の 2 第 140 条及び第 141 条の規定は、法第 201 条の 2 第 1 項の規定による請求があつた場合について準用する。

第 147 条の次に次の 1 条を加える。

(勾留状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第 207 条の 2)

第 147 条の 2 法第 207 条の 2 第 1 項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 被疑者の氏名及び住居
- 二 罪名
- 三 法第 207 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨
- 四 法第 207 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第 2 号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその事由

3 被疑者の住居、罪名、法第 207 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨又は同項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)若しくは第 2 号イ若しくはロのいずれに該当するかの別の記載については、これらの事項が第 142 条の 2 第 1 項の書面の記載と同一であるときは、前項の規定にかかわらず、その旨を第 1 項の書面に記載すれば足りる。

4 第2項の場合には、第142条第2項及び第3項の規定を準用する。

第148条に次の1項を加える。

3 法第207条の2第1項の規定による請求をするには、前条第2項第4号に掲げる事項を認めるべき資料をも提供しなければならない。

第149条の次に次の2条を加える。

(勾留状に代わるものの記載要件・法第207条の2)

第149条の2 法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第207条の2第1項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第207条の2第2項の規定によるものである旨

五 法第207条の2第2項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第201条の2第1項第1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第2号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六 勾留すべき刑事施設

七 勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

八 勾留の請求の年月日

九 勾留状発付の年月日

十 勾留状を発付した裁判官の氏名

十一 法第60条第1項各号に定める事由

2 第70条の2第2項及び第3項の規定は、法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

(勾留状に代わるものの交付等請求の却下等・法第207条の2)

第149条の3 第140条及び第141条の規定は、法第207条の2第1項の規定による請求があつた場合について準用する。

第150条の2を第150条の9とし、第150条の次に次の7条を加える。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第207条の3)

第150条の2 法第207条の3第1項の請求は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

(勾留状に代わるものの記載要件・法第207条の3)

第150条の3 法第207条の3第3項の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 勾留状に記載された個人特定事項のうち法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるものに記載がないもの(法第207条の3第1項の裁判により通知することとされたものを除く。)を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第207条の3第3項の規定によるものである旨

五 勾留すべき刑事施設

- 六 勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨
 - 七 勾留の請求の年月日
 - 八 勾留状発付の年月日
 - 九 勾留状を発付した裁判官の氏名
 - 十 法第 60 条第 1 項各号に定める事由
- 2 第 70 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 207 条の 3 第 3 項の勾留状に代わるものについてこれを準用する。

(勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第 207 条等)

第 150 条の 4 勾留状の執行を受けた被疑者は、その謄本の被疑者への交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があつた場合には、被疑者に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。ただし、法第 207 条の 2 第 2 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第 207 条の 3 第 1 項の裁判があつた場合を除く。）は、被疑者に対し、当該勾留状に代わるもの（法第 207 条の 3 第 3 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。

(勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等)

第 150 条の 5 勾留状の執行を受けた被疑者又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、その旨を検察官に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた検察官は、勾留状並びに法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの及び法第 207 条の 3 第 3 項の勾留状に代わるもの（いずれもその交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。ただし、法第 207 条の 2 第 2 項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第 207 条の 3 第 1 項の裁判があつたとき（以下この条において「全部通知の裁判があつたとき」という。）は、勾留状を差し出せば足りる。
- 4 前項の検察官は、第 2 項の規定による通知に係る事件において法第 207 条の 2 第 2 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、前項の規定による勾留状等の差出しと同時に、次の各号に定める措置のうち、とるべきものを通知するものとする。ただし、第 2 号に定める措置をとるべき旨の通知は、第 1 号に定める措置によつては、法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)若しくは第 2 号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されること又は同項第 1 号ハ(2)若しくは第 2 号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときに限り、することができる。

一 弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの（法第 207 条の 3 第 3 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付すること。

二 弁護人に対し、法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの（法第 207 条の 3 第 3 項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第 207 条の 2 第 2 項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付すること。

- 5 第 1 項の規定による請求があつた場合には、次項の規定による措置をとるときを除き、弁護人

に対し、勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、第1項の規定による請求に係る事件において法第207条の2第2項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたとき（全部通知の裁判があつたときを除く。）は、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるもの（法第207条の3第3項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付するものとする。

6 第1項の規定による請求があつた場合であつて、検察官から第4項第2号に定める措置をとるべき旨の通知があつたときは、弁護人に対し、法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるもの（法第207条の3第3項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるもの）の謄本を交付するものとする。ただし、第4項第1号に定める措置によつては、法第201条の2第1項第1号ハ(1)又は第2号イに規定する名誉又は社会生活の平穩が著しく害されること及び同項第1号ハ(2)又は第2号ロに規定する行為を防止できないおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

(勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式)

第150条の6 前条第1項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面においては、前条第1項の規定による請求であることを明らかにしなければならない。

3 第1項の書面において前条第1項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第150条の4第1項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第1項の規定による請求とみなす。

(勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判)

第150条の7 裁判官は、第150条の5第6項の規定による勾留状に代わるものの謄本の交付があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるもの（法第207条の3第3項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付する旨の裁判をしなければならない。

一 第150条の5第5項後段の規定による措置によつて、法第201条の2第1項第1号ハ(1)及び第2号イに規定する名誉又は社会生活の平穩が著しく害されること並びに同項第1号ハ(2)及び第2号ロに規定する行為を防止できるとき。

二 第150条の5第6項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かななければならない。

(処置をとるべきことの請求)

第150条の8 裁判官は、第150条の5第5項後段又は前条第1項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判官に通知しなければならない。

第153条第1項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、法第207条の2第2項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定

による措置に係る個人特定事項の全部について法第207条の3第1項の裁判があつた場合を除く。)においては、当該勾留状に代わるもの(法第207条の3第3項の規定による勾留状に代わるもの)の交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの)を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

第154条の見出し中「謄本」を「期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への」に改め、「請求」の下に「等」を加え、同条中「謄本の」の下に「被疑者への」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による請求があつた場合には、第150条の4第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「もの)の謄本」とあるのは、「もの)の謄本及び第153条第1項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と読み替えるものとする。

第154条の次に次の1項を加える。

(期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等)

第154条の2 第153条第1項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつた場合には、第150条の5第2項から第6項まで及び第150条の6から第150条の8までの規定を準用する。この場合において、第150条の5第2項中「前項」とあるのは「第154条の2第1項」と、同条第4項第2号及び第6項中「謄本」とあるのは「謄本及び第153条第1項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と、同条第5項及び第6項中「第1項の規定による請求」とあるのは「第154条の2第1項の規定による請求」と、第150条の6中「前条第1項」とあるのは「第154条の2第1項」と、同条第3項中「第150条の4第1項」とあるのは「第154条第1項」と読み替えるものとする。

第157条の2に次の1項を加える。

2 逮捕状に代わるものには、逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

第158条の2の次に次の6条を加える。

(鑑定留置状に代わるものの交付等請求書の記載要件・法第224条、第207条の2)

第158条の3 法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第1項の規定による請求は、書面でこれをしなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第1項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第1項の規定による請求に係る者がそれぞれ法第201条の2第1項第1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第2号イ若しくはロのいずれに該当するかを別及びその事由

3 前項の場合には、第142条第2項及び第3項の規定を準用する。

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第224条、第207条の2)

第158条の4 法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第2項本文の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 2 項の規定によるものである旨

五 法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 2 項の規定による措置に係る者がそれぞれ法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第 2 号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

六 留置すべき場所

七 留置の期間

八 鑑定之目的

九 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

十 鑑定留置状発付の年月日

十一 鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2 第 70 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 2 項本文の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(鑑定留置状に代わるものの交付等請求の却下等・法第 224 条、第 207 条の 2)

第 158 条の 5 第 140 条及び第 141 条の規定は、法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 1 項の規定による請求があつた場合について準用する。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第 224 条、第 207 条の 3)

第 158 条の 6 第 150 条の 2 の規定は、法第 224 条第 3 項において準用する法第 207 条の 3 第 1 項の請求について準用する。

(鑑定留置状に代わるものの記載要件・法第 224 条、第 207 条の 3)

第 158 条の 7 法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 3 第 3 項の鑑定留置状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一 被疑者の氏名及び住居

二 罪名

三 鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 2 第 2 項本文の鑑定留置状に代わるものに記載がないもの（法第 224 条第 3 項において準用する法第 207 条の 3 第 1 項の裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨

四 当該書面が法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する法第 207 条の 3 第 3 項の規定によるものである旨

五 留置すべき場所

六 留置の期間

七 鑑定之目的

八 鑑定留置状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず鑑定留置状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

九 鑑定留置状発付の年月日

十 鑑定留置状を発付した裁判官の氏名

2 第70条の2第2項及び第3項の規定は、法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の3第3項の鑑定留置状に代わるものについてこれを準用する。

(準用規定)

第158条の8 第150条の4から第150条の8までの規定は、法第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第2項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた場合について準用する。この場合において、第150条の4(見出しを含む。)、第150条の5の見出し、同条第1項及び第3項から第6項まで、第150条の6の見出し並びに第150条の7の見出し及び同条第1項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」と、第150条の4第2項及び第150条の5第3項から第5項までの規定中「第207条の2第2項の」とあるのは「第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第2項の」と、第150条の4第2項及び第150条の5第3項中「第207条の3第1項」とあるのは「第224条第3項において準用する法第207条の3第1項」と、第150条の4第2項、第150条の5第3項、第4項第1号及び第2号、第5項並びに第6項並びに第150条の7第1項中「第207条の3第3項」とあるのは「第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の3第3項」と、「第207条の2第2項本文」とあるのは「第224条第3項において読み替えて準用する法第207条の2第2項本文」と読み替えるものとする。

第164条第1項中「外」を「ほか」に改め、同項第1号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に次の1号を加える。

三 法第271条の2第2項の規定により起訴状抄本等を提出するときは、同条第1項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第2号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

第165条の見出しを「(弁護人選任書の差出し等・法第256条等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項」を「法第256条の2」に改め、同項を同条第3項とする。

第165条の2を第165条の3とし、第165条の次に次の1条を加える。

(起訴状抄本等の記載事項等・法第271条の2等)

第165条の2 法第271条の2第2項の起訴状抄本等には、同項の規定によるものである旨を記載しなければならない。

2 法第271条の2第2項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等1通を裁判所に差し出さなければならない。

3 法第271条の3第1項若しくは第271条の4第2項の起訴状の謄本又は法第271条の3第3項若しくは第271条の4第4項の起訴状抄本等には、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載しなければならない。

4 法第271条の3第3項又は第271条の4第4項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等のほか、起訴状抄本等1通を裁判所に差し出さなければならない。

第166条中「若しくは略式命令」を「の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本若しくは第290条第2項の略式命令の謄本に代わるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第167条の見出し中「逮捕状、勾留状」を「逮捕状等」に改め、同条第1項中「又は逮捕状及び勾留状」を「、逮捕状に代わるもの、勾留状、法第207条の2第2項本文の勾留状に代わるもの及び法第207条の3第3項の勾留状に代わるもの(以下この条において「逮捕状等」という。)(いずれもその発付又は交付があつた場合に限る。)」に改め、同条第2項中「及び勾留状」を「等」に改め、同条第3項

中「逮捕状、勾留状」を「第1項の逮捕状等」に改める。

第176条の見出し中「第271条」の下に「等」を加え、同条第1項中「起訴状の謄本を受け取った」を「法第256条の2の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に改め、同条第2項中「の送達」を「又は起訴状抄本等の被告人に対する送達」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(呼称の定め等・法第271条の2等)

第176条の2 裁判所は、法第271条の2第2項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第312条の2第2項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、必要があると認めるときは、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものに係る名称に代わる呼称を定めることができる。

2 前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3 第1項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第1項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

4 前項に規定する場合において、第1項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第38条第6項、第52条の5第2項第4号及び第3項、第52条の15第2項第4号及び第3項、第60条並びに第118条第3項の規定の適用については、第38条第6項、第52条の5第3項、第52条の15第3項及び第118条第3項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第176条の2第1項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第52条の5第2項第4号及び第52条の15第2項第4号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第176条の2第1項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第60条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第176条の2第1項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

(個人特定事項の通知の請求の方式・法第271条の5等)

第176条の3 法第271条の5第1項又は第2項（これらの規定を法第312条の2第4項において準用する場合を含む。）の請求は、書面を差し出してこれをしなければならない。

2 被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

3 裁判所は、第1項の規定にかかわらず、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においては、同項の請求を口頭であることを許すことができる。

(通知の請求に対する判断の時期・法第271条の5等)

第176条の4 前条第1項の請求については、遅滞なく決定をしなければならない。ただし、当該請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合は、この限りでない。

(呼称の通知・法第271条の6等)

第176条の5 裁判所は、法第271条の6第2項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第312条の2第4項において準用する法第271条の6第2項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが

記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

2 裁判所は、法第 271 条の 6 第 4 項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 6 第 4 項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3 裁判所は、法第 271 条の 6 第 5 項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する法第 271 条の 6 第 5 項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、法第 46 条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

4 裁判所は、法第 271 条の 6 第 6 項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合又は法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 6 第 6 項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、若しくは当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

5 前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第 176 条の 2 第 1 項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等の制限）

第 176 条の 6 裁判所は、法第 271 条の 2 第 4 項の規定による措置又は法第 312 条の 2 第 3 項の規定による措置をとつた場合において、当該措置に係る個人特定事項（法第 271 条の 5 第 1 項（法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。以下この条において同じ。）が法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者のものに該当し、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第 126 条（第 135 条及び第 136 条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第 1 項の尋問調書を第 126 条第 2 項の規定により閲覧し、又は同条第 3 項の規定により朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定により、法第 271 条の 2 第 4 項の規定による措置若しくは法第 312 条の 2 第 3 項の規定による措置に係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を

禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒んだ場合において、被告人又は弁護人の請求がある場合であつて、当該個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、被告人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第176条の2第1項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第178条の7中「第299条の4第2項」を「第299条の4第3項から第5項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 検察官は、法第299条の4第3項から第5項まで又は第8項から第10項までの規定により、被告人又は弁護人に対し、氏名に代わる呼称を知る機会を与える場合において、当該氏名について第176条の2第1項又は第178条の10第1項の規定により定められた呼称があるときは、氏名に代わる呼称として当該呼称を知る機会を与えるものとする。

第178条の8第1項中「第299条の4第5項」を「第299条の4第11項」に改め、同条第2項第1号中「第4項」を「第10項」に改め、同項第2号中「又は第3項」を「、第2項、第6項又は第7項」に改め、同項第3号中「第299条の4第2項又は第4項」を「第299条の4第3項から第5項まで又は第8項から第10項まで」に改め、同項第4号中「第299条の4第3項又は第4項」を「第299条の4第6項から第10項まで」に改める。

第178条の9第1項中「第299条の5第1項」の下に「又は第2項」を加える。

第178条の16を第178条の17とする。

第178条の15第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第178条の16とする。

第178条の14を第178条の15とし、第178条の13を第178条の14とする。

第178条の12第1項中「又は法第299条の5第2項」を「若しくは第2項又は第299条の5第3項若しくは第4項」に改め、同条第2項中「第299条の4第2項」を「第299条の4第3項から第5項まで」に改め、同条を第178条の13とする。

第178条の11中「から第4項まで」を「、第3項、第6項若しくは第8項」に、「第299条の5第2項」を「第299条の5第3項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第178条の12とする。

3 前項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について第178条の10第1項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第178条の10第1項中「第299条の4第2項若しくは第4項」を「第299条の4第3項又は第8項」に、「氏名若しくは」を「氏名又は」に、「記載され若しくは」を「記載され又は」に改め、同条第2項中「第299条の6第3項」を「第299条の6第6項」に、「から第4項まで」を「、第3項、第6項若しくは第8項」に、「第299条の5第2項」を「第299条の5第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 裁判所は、法第299条の6第4項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第299条の4第3項又は第8項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

3 裁判所は、法第299条の6第5項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第299条の4第1項、第3項、第6項若しくは第8項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第299条の5第3項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、法第46条の規定による請求をした被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）の請求があるときは、その被告人その他訴訟関係人に対し、氏名にあつて

はこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

第 178 条の 10 に次の 1 項を加え、同条を第 178 条の 11 とする。

5 前各項の規定により氏名に代わる呼称を知らせる場合において、当該氏名について前条第 1 項の規定により定めた呼称があるときは、当該呼称を知らせるものとする。

第 178 条の 9 の次に次の 1 条を加える。

(呼称の定め等・法第 299 条の 4 等)

第 178 条の 10 裁判所は、検察官が法第 299 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 6 項若しくは第 8 項の規定による措置をとつたことについて同条第 11 項の規定による通知があつた場合又は裁判所が法第 299 条の 5 第 3 項の規定による措置をとつた場合において、必要があると認めるときは、検察官がとつた法第 299 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 6 項若しくは第 8 項の規定による措置に係る者又は裁判所がとつた法第 299 条の 5 第 3 項の規定による措置に係る者の氏名又は住居に代わる呼称を定めることができる。

2 前項の規定により呼称を定めた場合には、検察官、被告人及び弁護人に対し、その呼称を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類(判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。)に記載したときは、第 1 項の氏名又は住居を記載したものとみなす。

4 前項に規定する場合において、第 1 項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第 38 条第 6 項、第 52 条の 5 第 2 項第 4 号及び第 3 項、第 52 条の 15 第 2 項第 4 号及び第 3 項、第 60 条並びに第 118 条第 3 項の規定の適用については、第 38 条第 6 項、第 52 条の 5 第 3 項、第 52 条の 15 第 3 項及び第 118 条第 3 項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第 52 条の 5 第 2 項第 4 号及び第 52 条の 15 第 2 項第 4 号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第 60 条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第 178 条の 10 第 1 項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

第 179 条第 1 項中「を送達する」を「又は起訴状抄本等の被告人に対する送達の」に改め、同条第 2 項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第 197 条の 2 中「第 291 条第 4 項」を「第 291 条第 5 項」に、「確め」を「確かめ」に改める。

第 207 条の次に次の 1 条を加える。

(閲覧の対象から除外することに弁護人に異議がなかつた部分の通知等)

第 207 条の 2 裁判所は、法第 271 条の 2 第 2 項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件又は法第 312 条の 2 第 2 項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた事件について、弁護人が法第 40 条第 1 項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人若しくは被告人その他訴訟関係人(検察官を除く。第 4 項第 2 号において同じ。)から法第 46 条の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、検察官に対し、法第 310 条の規定により裁判所に提出された証拠書類又は証拠物に記載され又は記録されている個人特定事項(起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの及び訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを除く。)で

あつて、法第 271 条の 2 第 4 項の規定による措置に係る者のもの又は法第 312 条の 2 第 3 項の規定による措置に係る者のものうち、法第 299 条第 1 項本文の規定により検察官が弁護人に事前に関覧する機会を与えるに当たり、閲覧の対象から除外することについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「非開示個人特定事項」という。）又は弁護人から被告人に知らせないことについて弁護人に異議がなかつたもの（以下この条において「条件付き開示個人特定事項」という。）の有無及びこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するよう求めることができる。

2 検察官は、前項の規定による求めがあつた場合には、裁判所に対し、非開示個人特定事項及び条件付き開示個人特定事項の有無並びにこれらの個人特定事項がある場合にはその内容を通知するものとする。ただし、同項の規定による求めの前に、同項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は非開示個人特定事項若しくは条件付き開示個人特定事項を特定したものを提出しているときは、この限りでない。

3 検察官は、第 1 項の証拠書類又は証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載又は記録がないものを提出することによつて、前項本文の通知に代えることができる。

4 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、それにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、当該各号に定める措置をとることができる。ただし、第 1 号に定める措置については同号の弁護人に、第 2 号に定める措置については同号の請求をした者に異議がないときに限り、とることができる。

一 弁護人が法第 40 条第 1 項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写する場合であつて、非開示個人特定事項があるとき 訴訟に関する書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないもの又は第 2 項ただし書若しくは前項の証拠書類若しくは証拠物の抄本であつて非開示個人特定事項の記載若しくは記録がないものを閲覧又は謄写させる方法により、当該請求に係る閲覧又は謄写に代えること。

二 弁護人又は被告人その他訴訟関係人から法第 46 条の規定による請求があつた場合であつて、非開示個人特定事項があるとき 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて非開示個人特定事項の記載がないものを交付すること。

三 弁護人が法第 40 条第 1 項の規定により訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写する場合又は弁護人から法第 46 条の規定による請求があつた場合であつて、条件付き開示個人特定事項があるとき 弁護人が訴訟に関する書類若しくは証拠物を閲覧し若しくは謄写するに当たり又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載又は記録された条件付き開示個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること。

第 209 条の見出しを「(訴因変更等請求書面の朗読・法第 312 条等)」に改め、同条第 1 項から第 3 項までを削り、同条第 4 項中「前項の」を「法第 312 条第 5 項又は第 312 条の 2 第 3 項の規定による」に、「第 1 項の書面」を「訴因変更等請求書面」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 5 項中「書面の」を「訴因変更等請求書面の」に、「第 1 項の書面」を「訴因変更等請求書面」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 1 項」に、「書面」を「訴因変更等請求書面」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 法第 312 条の 2 第 3 項の規定による措置がとられた場合においては、第 2 項後段（前項前段の規定により第 2 項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について法第 312 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する法第 271 条の 5 第 1 項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第 2

項後段中「訴因変更等請求書面」とあるのは、「法第 312 条の 2 第 3 項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について同条第 4 項において読み替えて準用する法第 271 条の 5 第 1 項の決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面を、法第 312 条の 2 第 3 項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該決定があつた場合にあつては訴因変更等請求書面抄本等及び同条第 4 項において準用する法第 271 条の 5 第 4 項に規定する書面」とする。

第 209 条第 7 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(訴因変更等請求書面の記載要件等・法第 312 条の 2)

第 209 条の 2 法第 312 条の 2 第 2 項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、訴因変更等請求書面に、同条第 1 項の規定による求めに係る者がそれぞれ法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第 2 号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

2 前項に規定する場合には、第 165 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

3 法第 312 条の 2 第 4 項において準用する法第 271 条の 3 第 3 項又は第 271 条の 4 第 4 項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出する場合には、第 165 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

第 213 条の 2 第 1 号中「訴因若しくは罰条を追加若しくは変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第 2 号中「終わった」を「終わった」に改め、同条第 3 号ただし書中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第 217 条の 14 中「第 316 条の 5 第 7 号から第 9 号まで」を「第 316 条の 5 第 3 号又は第 8 号から第 10 号まで」に改める。

第 217 条の 15 第 1 項第 18 号を同項第 19 号とし、同項第 17 号イ中「第 316 条の 5 第 8 号」を「第 316 条の 5 第 9 号」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 16 号中「第 299 条の 5 第 1 項」の下に「又は第 2 項」を加え、同号を同項第 17 号とし、同項第 15 号を同項第 16 号とし、同項第 14 号の次に次の 1 号を加える。

十五 法第 271 条の 5 第 1 項又は第 2 項（これらの規定を法第 312 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

第 217 条の 19 中「第 178 条の 13」を「第 178 条の 14」に改める。

第 217 条の 25 中「第 178 条の 8 から第 178 条の 11」を「第 178 条の 7 第 2 項及び第 178 条の 8 から第 178 条の 12」に、「第 4 項」を「第 10 項」に改める。

第 217 条の 29 中「第 217 条の 2 から」の下に「第 217 条の 4 までの見出し中「第 316 条の 2」とあるのは「第 316 条の 28」と、第 217 条の 3 及び第 217 条の 4 中「第 316 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 316 条の 28 第 1 項」と、第 217 条の 5 から」を加え、「の見出し及び同条第 1 項第 17 号イ、第 217 条の 16」を削り、「第 217 条の 20（見出しを含む。）」を「第 217 条の 20 第 1 項」に、「及び第 217 条の 26（これらの規定の見出しを含む。）」を「（見出しを含む。）、第 217 条の 25 の見出し、第 217 条の 26（見出しを含む。）」に改め、「、第 217 条の 25 中「法第 316 条の 23 第 2 項」とあるのは「法第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 23」と」を削り、「第 217 条の 15 第 1 項第 17 号イ」を「第 217 条の 15 第 1 項第 17 号中「第 316 条の 23 第 3 項」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 23 第 3 項」と、同項第 18 号イ」に、「法第 157 条の 2 第 1 項」を「第 157 条の 2 第 1 項」に改め、「第 157 条の 3 第 1 項」と」の下に「、「第 316 条の 5 第 9 号」とあるのは「第 316 条の 28 第 2 項において準用する法第 316 条の 5 第 9 号」と」を、「の公判期日」と」の下に「、第 217 条の

20の見出し中「第316条の13」とあるのは「第316条の28第2項において準用する法第316条の13」と、同条第2項中「第316条の17第1項」とあるのは「第316条の28第2項において準用する法第316条の17第1項」と、第217条の25中「第316条の23第2項」とあるのは「第316条の28第2項において準用する法第316条の23第2項」とを加える。

第218条中「訴因若しくは罰条を追加若しくは変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に改める。

第222条の14第1項及び第222条の15第1項中「第291条第4項」を「第291条第5項」に改める。

第258条の2の見出し中「謄本」の下に「等」を加え、同条第1項中「申立が」を「申立てが」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「申立の」を「申立ての」に改め、「受けているとき」の下に「(その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの(法第271条の5第1項(法第404条において準用する場合を含む。))の決定により通知することとされたものを除く。))又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの(法第312条の2第4項(法第404条において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する法第271条の5第1項の決定により通知することとされたものを除く。))を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。))又は法第271条の6第4項若しくは第5項(これらの規定を法第312条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による判決の抄本の交付、法第299条の6第4項若しくは第5項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第404条において準用する法第271条の6第4項若しくは第5項(これらの規定を法第404条において準用する法第312条の2第4項において準用する場合を含む。))若しくは第299条の6第4項若しくは第5項の規定による判決の抄本の交付を受けているとき」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、弁護士又は被告人その他訴訟関係人(検察官を除く。))から第257条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一 第257条の申立てに係る事件において法第271条の2第2項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第312条の2第2項(法第404条において準用する場合を含む。))の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき 法第271条の6第3項から第5項まで(これらの規定を法第312条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による措置又は法第404条において準用する法第271条の6第3項から第5項まで(これらの規定を法第404条において準用する法第312条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による措置

二 第257条の申立てに係る事件において検察官が法第299条の4第1項、第3項、第6項若しくは第8項(これらの規定を法第404条において準用する場合を含む。))の規定による措置をとつたとき又は裁判所が法第299条の5第3項(法第404条において準用する場合を含む。))の規定による措置をとつたとき 法第299条の6第3項から第5項まで(これらの規定を法第404条において準用する場合を含む。))の規定による措置

第258条の2第3項中「第1項但書」を「第1項ただし書」に改め、「謄本」の下に「又は抄本」を加える。

第258条の3第1項中「前条第2項」を「第258条の2第2項」に改め、「による謄本」の下に「又は抄本」を加え、「前条第1項但書」を「同条第1項ただし書」に、「申立を」を「申立てを」に、「を添附」を「又は抄本を添付」に改め、同条第2項中「摘記」を「摘示」に、「申立」を「申立て」に改め、同条を第258条の4とする。

第 258 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(処置をとるべきことの請求)

第 258 条の 3 裁判所は、前条第 2 項ただし書の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項ただし書の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかったときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第 260 条第 1 項中「第 258 条の 3 第 1 項」を「第 258 条の 4 第 1 項」に、「添附書類」を「添付書類」に改める。

第 263 条第 1 項中「第 258 条の 3 第 1 項」を「第 258 条の 4 第 1 項」に改める。

第 278 条の次に次の 2 条を加える。

(少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等)

第 278 条の 2 検察官は、法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第 17 条第 1 項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たっては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない前条第 1 項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2 裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第 44 条第 2 項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当しないことが明らかなきときは、この限りでない。

第 278 条の 3 裁判官は、前条第 2 項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を少年に通知する旨の裁判をしなければならない。

一 イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が法第 201 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に該当しないとき。

二 当該措置により少年の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

2 裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

3 裁判官は、第 1 項の裁判（前条第 2 項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を少年に通知する旨のものに限る。）をしたときは、速やかに、検察官に対し、少年に示すものとして、当該個人特定事項（当該裁判により通知することとされたものを除く。）を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した第 278 条第 1 項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。

4 第1項の裁判の執行は、法第207条の3第5項の規定並びに法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。

第281条中「勾留の請求に代え少年法第17条第1項の措置を請求」を「勾留に代わる措置の請求」に、「第150条」を「第150条の8」に改める。

第283条に次のただし書を加える。

ただし、法第271条の2第2項の規定による起訴状抄本等の提出があつた場合、法第299条の4第1項、第3項、第6項若しくは第8項の規定による措置がとられた場合、法第299条の5第3項の規定による措置がとられた場合又は法第312条の2第2項（法第404条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、原判決の謄本を添えることができないときは、原判決の抄本であつてこれらの措置に係る個人特定事項又は氏名若しくは住居の記載がないものを添えれば足りる。

第289条に次の1項を加える。

5 検察官は、次条第2項の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達するのを相当と思料するときは、起訴状に記載された個人特定事項が法第271条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のものに該当すると認めるべき資料を裁判所に差し出すことができる。

第290条第2項中「略式命令」の下に「又は略式命令の謄本に代わるもの」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 裁判所は、略式命令を発する場合において、起訴状に記載された個人特定事項が法第271条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のものに該当し、かつ、相当と認めるときは、略式命令の謄本に代えて当該個人特定事項の記載がない略式命令の抄本その他の略式命令の謄本に代わるものの謄本を被告人に送達してその告知をすることができる。

3 前項の略式命令の謄本に代わるものには、同項の規定によるものである旨を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第292条の見出し中「差出」を「送達」に改め、「第463条」の下に「等」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「法第463条第4項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に改め、同項を同条とし、同条に次の1項を加える。

2 法第463条第5項において読み替えて適用する法第271条の2第2項の規定により起訴状抄本等を提出する場合には、検察官は、当該起訴状抄本等及び第165条の2第2項の規定により差し出す起訴状抄本等に、法第271条の2第1項の規定による求めに係る者がそれぞれ同項第1号イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)又は第2号イ若しくはロのいずれに該当するかの別を記載しなければならない。

第292条の次に次の1条を加える。

(準用規定)

第292条の2 法第468条第5項において読み替えて適用する法第271条の2第2項の規定により起訴状抄本等を提出する場合については、前条第2項の規定を準用する。

第303条第2項中「属する」を「所属する」に、「適當の」を「適當な」に改める。

第305条中「第62条第3項」の下に「、第70条の2第1項第5号」を加え、「第92条の2」を「第92条の2第1項、第149条の2第1項第6号、第150条の3第1項第5号」に改める。

■裁判員の参加する刑事裁判に関する規則

(令和5年12月25日最高裁判所規則第10号)

改正法施行日、令 6・2・15

第 4 条第 1 項中「第 34 条」の下に「から第 34 条の 3 まで」を加える。

第 43 条の表第 178 条の 15 第 2 項、第 187 条の 3 第 3 項、第 217 条の 12（第 217 条の 29 において準用する場合を含む。）の項中「第 178 条の 15 第 2 項」を「第 178 条の 16 第 2 項」に改める。

□犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

（令和 5 年 12 月 13 日法律第 84 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

別表第 1 第 1 号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「栽培、輸入等）又は第 24 条の 2（所持、譲渡し等）」を「大麻草の栽培」に改める。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

□犯罪捜査規範

（令和 5 年 11 月 9 日 国家公安委員会規則第 14 号）

改正法施行日、令 5・10・15

《改正後》

第 257 条 検察官から、勾引状、勾留状、観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状、収容状又は再収容状その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。

2 〔略〕

第 259 条 検察官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。

第 265 条 第 257 条（検察官の指揮による執行）、第 259 条（有効期間内に執行不能の場合）及び第 260 条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、刑訴法第 70 条第 1 項ただし書（同法第 136 条、第 153 条及び第 167 条第 5 項において準用する場合を含む。）又は第 108 条第 1 項ただし書（同法第 125 条第 4 項（同法第 513 条第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 513 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

□犯罪捜査規範

（令和 6 年 1 月 17 日国家公安委員会規則第 1 号）

改正法施行日、令 6・2・15

《改正後》

（秘密の保持等）

第 9 条 〔略〕

2 捜査を行うに当たっては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者その他捜査の関係者（第 11 条（被害者等の保

護等) 第2項において「資料提供者等」という。) の名誉又は信用を害することのないように注意しなければならない。

第11条 [略]

2 前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。

第103条 [略]

2 前項の場合において、刑訴法第201条の2第2項の規定による逮捕状に代わるものの交付があるときは、当該逮捕状に代わるものをも直ちに裁判官に返還しなければならない。

(通常逮捕状の請求等)

第119条 刑訴法第199条第2項の規定による逮捕状(以下「通常逮捕状」という。)の請求(当該請求と同時に同法第201条の2第1項の規定による逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。次項において同じ。)は、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員(以下「指定司法警察員」という。)が、責任をもってこれに当たらなければならない。

2 指定司法警察員が通常逮捕状の請求をするに当たっては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、速やかにその旨を報告するものとする。

第120条 刑訴法第210条第1項の規定による逮捕状(以下「緊急逮捕状」という。)の請求は、指定司法警察員又は当該逮捕に当たった警察官がこれを行うものとする。ただし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。

2 緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事实在ないこと若しくはその事实在罪とならないことが明らかになり、又は身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしなければならない。

(逮捕状に代わるものの交付の請求の疎明資料)

第122条の2 逮捕状に代わるものの交付の請求をするときは、当該請求に係る者が刑訴法第201条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料をも添えて行わなければならない。

第123条 逮捕状の請求(当該請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。第125条において同じ。)に当たっては、なるべくその事件の捜査に当たった警察官が裁判官のもとに出頭しなければならない。

2 裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、又は書類その他の物の提示に当たらなければならない。

[中略]

(令状等請求簿)

第125条 逮捕状の請求をしたときは、令状等請求簿(別記様式第13号)により請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかななければならない。

第126条 逮捕を行うに当たっては、感情にとらわれることなく、沉着冷静を保持するとともに、必要な限度を超えて実力を行使することがないように注意しなければならない。

2 逮捕を行うに当たっては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。

3・4 [略]

5 多数の被疑者を同時に逮捕するに当たっては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実及び逮捕時の状況並びに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の処分に関する書類の作成、取調べ及び立証に支障を生じないようにしなければならない。

6 刑訴法第 201 条の 2 第 3 項の規定により逮捕状に代わるものを被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるものの交付の請求に係る個人特定事項（同条第 1 項に規定する個人特定事項をいう。第 189 条第 3 項において同じ。）が被疑者に知られることがないように注意しなければならない。

第 137 条 刑訴法第 218 条第 1 項の規定による搜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

2 [略]

3 第 1 項の令状を請求したときは、令状等請求簿により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

第 163 条 第 119 条（通常逮捕状の請求等）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第 19 条第 3 項、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 35 条第 3 項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第 23 条第 1 項の没収保全（麻薬特例法第 19 条第 1 項、不正競争防止法第 35 条第 1 項及び組織的犯罪処罰法第 22 条第 1 項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次条第 1 項及び第 165 条において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第 19 条第 2 項、不正競争防止法第 35 条第 2 項及び組織的犯罪処罰法第 22 条第 2 項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次条第 2 項及び第 165 条において同じ。）の請求について準用する。

第 188 条 [略]

一～三 [略]

四 当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項

イ・ロ [略]

[ハ削除]

ハ～ホ [号繰上]

2 [略]

第 189 条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、刑訴法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、鑑定留置の処分の請求と同時に、裁判官に対し、同法第 224 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 207 条の 2 第 1 項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付の請求をするものとする。

4 [項繰下]

5 第 137 条（令状の請求）の規定は、鑑定処分の許可の請求、鑑定留置の処分の請求、鑑定留置状に代わるものの交付の請求及び鑑定留置期間の延長又は短縮の請求について準用する。〔項繰下〕

第 259 条 [略]

2 前項の場合において、執行を受けるべき者に示すものとして、勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものの交付があるときは、当該勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものをも検察官に返還しなければならない。

第 264 条 第 257 条（検察官の指揮による執行）、第 259 条（有効期間内に執行不能の場合）及び第 260 条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、検察官から刑法第 98 条（同法第 167 条の 2 第 2 項及び第 343 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 271 条の 8 第 5 項（同条第 6 項及び同法第 343 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による保釈若しくは勾留執行停止の取消しの決定若しくは失効、勾留執行停止の期間満了又は鑑定留置の処分取消し若しくは期間満了の場合において収容の指揮を受けた場合について準用する。

〔後略〕

□刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令

（令和 6 年 1 月 31 日政令第 22 号）

改正法施行日、令 6・2・1

次に掲げる政令の規定中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

一～二十四 〔省略〕

二十五 刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令（平成 30 年政令第 51 号）第 38 号

■少年審判規則

（令和 5 年 12 月 25 日最高裁判所規則第 10 号）

改正法施行日、令 6・2・15

第 7 条第 3 項中「保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「当該事項」を「当該各号に定める事項」に、「あるとき」を「ある場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 271 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるものについて、保護事件の記録又は証拠物に、当該事件の被害者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）が記載され又は記録されている部分がある場合において、相当と認めるとき 当該個人特定事項

二 前号に掲げる場合のほか、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認める場合において、相当と認めるとき 当該事項

第 7 条第 4 項中「同項本文に」を「同項第 2 号に」に、「前項本文に」を「前項第 1 号又は第 2 号に」に改める。

第 9 条の 2 中「第 158 条の 2」の下に「から第 158 条の 8 まで」を加える。

第 16 条第 2 項中「（昭和 23 年法律第 131 号）」を削る。

第 17 条の見出し中「記載要件」の下に「等」を加え、同条第 2 項中「外」を「ほか」に改め、同条第 4 項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の 4 項を加える。

5 家庭裁判所は、同行状を発する場合において、同行状に記載する個人特定事項が次に掲げる者の

ものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、同行状を発すると同時に、本人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由を記載した同行状の抄本その他の同行状に代わるものを交付することができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 法第3条第1項第1号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第271条の2第1項第1号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第271条の2第1項第1号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるもの

ロ イに掲げる事件のほか、法第3条第1項第1号又は第2号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第271条の2第1項第1号ハ(1)又は(2)に掲げるおそれがあると認められる事件

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第271条の2第1項第2号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

6 前項の同行状に代わるものには、本人の氏名、年齢及び住居、同項の規定により当該個人特定事項を明らかにしない方法により記載した審判に付すべき事由、当該同行状に代わるものが同項の規定によるものである旨、同行すべき場所、同行状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず同行状に代わるものはこれを返還しなければならない旨、同行状発付の年月日並びに同行状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名を記載し、裁判長又は同行状を発する裁判官が、記名押印しなければならない。

7 第2項の同行状と同時に交付する同行状に代わるものには、前項の記載事項のほか、特に当該同行状の発付を必要とする理由を記載しなければならない。

8 裁判長は、法第12条第2項の規定により第2項の同行状を発すると同時に同行状に代わるものを交付する場合には、法第12条第2項の規定により第2項の同行状を発する旨を同行状に代わるものに記載しなければならない。

第18条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 前条第5項の規定による同行状に代わるものの交付があつた場合における前2項の規定の適用については、第1項中「本人に示して」とあるのは「第17条第5項の同行状に代わるものを本人に示して」と、前項中「同行状を」とあるのは「第17条第5項の同行状に代わるものを」と、「審判に付すべき事由及び」とあるのは「同行状に記載された個人特定事項のうち第17条第5項の同行状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により審判に付すべき事由を告げるとともに、」と、同項ただし書中「同行状」とあるのは「第17条第5項の同行状に代わるもの」とする。

第19条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定により審判に付すべき事由の要旨を告げる場合において、当該審判に付すべき事由に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により審判に付すべき事由の要旨を告げることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 法第3条第1項第1号に掲げる少年に係る事件であつて刑事訴訟法第271条の2第1項第1号イ若しくはロに規定する罪のもの又は法第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件であ

つて刑事訴訟法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくはロに規定する罪に係る刑罰法令に触れるもの

ロ イに掲げる事件のほか、法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる少年に係る事件であつて、刑罰法令に触れる行為の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第 271 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)又は(2)に掲げるおそれがあると認められる事件

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が少年又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第 271 条の 2 第 1 項第 2 号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

第 24 条の 2 第 4 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定により罪となるべき事実を告げる場合において、当該罪となるべき事実に含まれる個人特定事項が次に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、当該個人特定事項を明らかにしない方法により罪となるべき事実を告げることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑事訴訟法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる事件

ロ イに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第 201 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)又は(2)に掲げるおそれがあると認められる事件

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が本人又は保護者に知られることにより刑事訴訟法第 201 条の 2 第 1 項第 2 号イ又はロに掲げるおそれがあると認められる者

第 29 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 第 19 条の 3 第 2 項の規定は、前項の規定による審判に付すべき事由の要旨の告知について準用する。

第 42 条第 3 項中「第 18 条」を「第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで」に改める。

第 57 条第 5 項中「から第 3 項まで」を「、第 2 項及び第 4 項」に改める。

□刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則

(令和 5 年 11 月 30 日法務省令第 47 号)

改正法施行日、令 5・12・1

《改正後》

(被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等)

第 16 条 少年院の長は、法第 23 条の 2 第 2 項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号

二 申出に係る在院者を特定するに足りる事項

三 申出人が法第 23 条の 2 第 1 項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2 少年院の長は、申出人に対し、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(被害者等の心情等の聴取の方法等)

第 16 条の 2 法第 23 条の 2 第 2 項の規定による心情等の聴取は、被害者等（同条第 1 項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第 24 条第 5 項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2 少年院の長は、前項本文に規定する方法による心情等の聴取を、その指名する職員に行わせることができる。ただし、被害者等の住所又は居所が当該少年院の所在地から遠隔の地にある場合には、当該住所又は居所を考慮して相当と認める少年院の長に依頼し、当該少年院の長又はその指名する職員に行わせることができる。

3 法第 23 条の 2 第 2 項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4 少年院の長は、法第 23 条の 2 第 2 項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

(法第 24 条第 3 項第 3 号に規定する法務省令で定める事情)

第 16 条の 3 [条数繰下げ]

(被害者等の心情等の伝達の方法等)

第 16 条の 4 法第 24 条第 5 項の規定による心情等の伝達は、少年院の職員により、口頭で行うものとする。

2 少年院の長は、法第 24 条第 5 項の申出をした被害者等に対し、その心情等を在院者に伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項ただし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を通知するものとする。

(個人別矯正教育計画の策定等)

第 19 条の 2 少年院の長は、個人別矯正教育計画を定めるに当たっては、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 24 条第 1 項第 3 号若しくは第 64 条第 1 項第 3 号の決定に係る決定書又は判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

2 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するまでに法第 23 条の 2 第 2 項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき個人別矯正教育計画を定めるものとする。

3 少年院の長は、法第 34 条第 7 項の規定により個人別矯正教育計画を変更するに当たっては、次に掲げる事情その他の事情を考慮するものとする。

- 一 矯正教育の進展状況
- 二 被害者等の被害に関する心情又は被害者等の置かれている状況の変化
- 三 法第 23 条の 2 第 2 項の規定により心情等を聴取したこと。

第 84 条 法第 133 条第 1 項若しくは第 2 項、少年法第 17 条の 4 第 1 項若しくは第 27 条の 2 第 5 項又は少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 123 条の規定により少年院に仮に収容されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の在院者に関する規定を準用する。

【社会法編】

□労働基準法施行規則

(令和5年12月27日厚生労働省令第165号)

改正法施行日、令5・12・27

《改正後》

第24条の2の4 [略]

② [略]

③ 法第38条の4第2項第2号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

一・二 [略]

三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

④～⑥ [略]

第52条の2 法第106条第1項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 [略]

三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第24条の2の4第3項第3号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第59条の2 [略]

② [略]

③ 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。次条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年厚生労働省令第40号）第6条第1項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。

【経済法編】

□不正競争防止法施行令

(令和5年11月29日政令第338号)

改正法施行日、令6・4・1

第1条及び第2条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

□特定商取引に関する法律施行令

(令和6年1月31日政令第22号)

改正法施行日、令6・2・1

次に掲げる政令の規定中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

一～五 〔省略〕

六 特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）別表第 2 第 4 号及び第 40 号

七～二十五 〔省略〕

□金融サービスの提供に関する法律

（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第 2 条 金融サービスの提供に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

第 1 条中「、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任」を削り、「とともに」を「こと」に改め、「確保すること」の下に「並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等」を、「保護」の下に「及び金融サービスの利用環境の整備等」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

6 この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産を形成することをいう。

第 3 条第 3 項中「第 4 章」を「第 6 章」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 97 条」を「第 154 条」に改める。

第 11 条第 1 項中「及び次章」を「、第 5 章及び第 6 章」に改め、同条第 4 項中「この章」を「この章及び第 137 条第 2 項第 3 号」に改め、同条第 6 項中「次章」を「第 6 章」に改め、同条第 7 項中「及び次章」を「、第 5 章及び第 6 章」に改め、同条第 9 項及び第 12 項中「次章」を「第 6 章」に改める。

〔中略〕

第 22 条第 5 項中「第 91 条第 1 号」を「第 147 条第 1 号」に改める。

〔中略〕

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正）

第 3 条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この法律は」の下に「、金融サービスの提供等に係る業務を行う者の職責を明らかにするとともに」を加え、「提供を受ける顧客」を「提供等を受ける顧客等」に改める。

第 2 条を第 1 条の 2 とする。

〔中略〕

第 11 条第 1 項中「第 5 章及び第 6 章」を「第 6 章及び第 7 章」に改め、同条第 2 項第 1 号ロ中「（昭和 27 年法律第 187 号）」を削り、同号チ中「（昭和 24 年法律第 181 号）」を削り、同号リ中「（昭和 22 年法律第 132 号）」を削り、同号ル中「（昭和 23 年法律第 242 号）」を削り、同項第 2 号中「（昭和 58 年法律第 32 号）」を削り、同条第 4 項第 1 号イ中「第 29 条の 4 の 2 第 10 項」を「第 29 条の 4 の 2 第 9 項」に改め、同条第 6 項中「第 6 章」を「第 7 章」に改め、同条第 7 項中「第 5 章及び第 6 章」を「第 6 章及び第 7 章」に改め、同条第 9 項及び第 12 項中「第 6 章」を「第 7 章」に改める。

第 15 条第 1 号ホ中「(昭和 24 年法律第 183 号)」を削り、同号へ中「(昭和 26 年法律第 238 号)」を削り、同号チ中「(昭和 28 年法律第 227 号)」を削り、同号リ中「(平成 13 年法律第 93 号)」を削り、同号ワ中「(平成 16 年法律第 154 号)」を削り、同条第 5 号ハ(2)中「(保険業法第 2 条第 26 項に規定する保険募集をいう。第 17 条第 3 項において同じ。)」を削る。

〔中略〕

第 20 条第 2 項中「金融サービス仲介業者は、」の下に「その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（」を加え、「にあっては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により」を「を除く。）を除き、内閣府令で定めるところにより、」に、「公表しなければ」を「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 24 条を次のように改める。

第 24 条 削除

〔中略〕

第 2 章を第 3 章とし、第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章 顧客等に対する誠実義務

第 2 条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第 14 号から第 18 号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第 11 条第 1 項に規定する金融サービス仲介業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

二 金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業に係る業務（第 9 号に掲げる行為に該当する業務を除く。） 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

三 銀行法第 2 条第 2 項に規定する銀行業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

四 無尽業法（昭和 6 年法律第 42 号）第 1 条に規定する無尽に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

五 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 3 号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第 2 号若しくは同条第 6 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事業若しくは同条第 20 項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 11 条第 1 項第 4 号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第 3 号若しくは同条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事業若しくは同条第 10 項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第 87 条第 1 項第 4 号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第 3 号若しくは同条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事業若しくは同条第 13 項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第 93 条第 1 項第 2 号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第 1 号若しくは同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事業若しくは同条第 9 項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務

る業務若しくは同法第 97 条第 1 項第 2 号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第 1 号若しくは同条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事業若しくは同条第 9 項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 8 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する事業に係る業務若しくは同法第 9 条の 9 第 1 項第 1 号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第 2 号に規定する資金の貸付け若しくは同条第 6 項第 1 号に規定する事業（同法第 9 条の 8 第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）に係る業務、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 53 条第 1 項各号に掲げる業務若しくは同条第 2 項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第 54 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号に掲げる業務、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる業務若しくは同条第 2 項第 1 号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 58 条第 1 項各号若しくは第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる業務若しくは同条第 4 項に規定する資金の貸付けに係る業務若しくは同法第 58 条の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務、農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）第 54 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号に掲げる業務又は株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）第 21 条第 1 項各号に掲げる業務若しくは同条第 3 項に規定する資金の貸付け若しくは手形の割引に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

六 銀行法第 2 条第 14 項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第 92 条の 2 第 2 項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第 106 条第 2 項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和 24 年法律第 183 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第 85 条の 2 第 2 項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第 16 条の 5 第 2 項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第 89 条の 3 第 2 項に規定する労働金庫代理業又は農林中央金庫法第 95 条の 2 第 2 項に規定する農林中央金庫代理業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

七 銀行法第 2 条第 17 項に規定する電子決済等取扱業、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条の 4 の 3 第 2 項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業又は信用金庫法第 85 条の 3 第 2 項に規定する信用金庫電子決済等取扱業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

八 電子決済等代行業（銀行法第 2 条第 21 項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第 92 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第 110 条第 2 項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条の 5 の 2 第 2 項に規定する信用協同組合電子決済等代行業、信用金庫法第 85 条の 4 第 2 項に規定する信用金庫電子決済等代行業、労働金庫法第 89 条の 5 第 2 項に規定する労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫法第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業又は株式会社商工組合中央金庫法第 60 条の 2 第 1 項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

九 信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する信託業に係る業務、同条第 8 項に規定する信託契約代理業に係る業務、同条第 11 項第 3 号に規定する信託受益権売買等業務又は同法第 21 条第 1 項に規定する財産の管理業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十 保険業法第 2 条第 1 項に規定する保険業、保険募集（同条第 26 項に規定する保険募集をい

う。第 15 条第 5 号ハ(2)及び第 17 条第 3 項において同じ。)又は船主相互保険組合法(昭和 25 年法律第 177 号)第 2 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する損害保険事業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十一 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十二 不動産特定共同事業法(平成 6 年法律第 77 号)第 2 条第 4 項に規定する不動産特定共同事業(同条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる不動産特定共同事業契約又は同項第 4 号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するものであって、金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割又は出資の返還が金銭により行われることを内容とするものに係るものに限る。)に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十三 資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号)第 2 条第 2 項に規定する資金移動業、同条第 10 項に規定する電子決済手段等取引業若しくは同条第 15 項に規定する暗号資産交換業に係る業務又は同法第 3 条第 1 項に規定する前払式支払手段(同法第 4 条各号に掲げるものを除く。)の発行の業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十四 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 125 条第 3 項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 国民年金基金及びその理事、同法第 128 条第 3 項に規定する契約の相手方、国民年金基金連合会及びその理事並びに同法第 137 条の 15 第 4 項に規定する契約の相手方

十五 石炭鉱業年金基金法(昭和 42 年法律第 135 号)第 27 条に規定する積立金(以下この号において「積立金」という。)の積立てに関する業務 石炭鉱業年金基金(以下この号において「基金」という。)及びその理事並びに基金が締結する積立金の運用に係る契約の相手方

十六 確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号)第 59 条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 企業年金基金及びその理事、同法第 4 条第 1 号に規定する事業主、同条第 3 号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第 70 条第 2 項第 1 号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第 91 条の 2 第 1 項に規定する連合会(以下この号において「連合会」という。)及びその理事並びに連合会が締結する同法第 91 条の 25 において準用する同法第 66 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する契約の相手方

十七 確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)第 2 条第 12 項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第 8 条第 1 項に規定する積立金の管理に関する業務 同法第 2 条第 5 項に規定する連合会、同条第 7 項第 1 号ロに規定する資産管理機関、同法第 3 条第 3 項第 1 号に規定する事業主、同項第 4 号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第 61 条第 1 項の規定による同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事務の委託を受けた者

十八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号。以下この号において「平成 25 年改正法」という。)附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 25 年改正法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。)第 130 条の 2 第 2 項に規定する年金給付等積立金、平成 25 年改正法附則第 38 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前厚生年金保険法第 153 条第 1 項第 8 号に規定する積立金又は平成 25 年改正法附則第 40 条第 4 項第 2 号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 平成 25 年改正法附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金(以下この号において「存続厚生年金基金」という。)及びその理事、同条第 13 号に規

定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成 25 年改正法附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第 136 条の 5 各号（平成 25 年改正法附則第 38 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第 164 条第 3 項において準用する場合を含む。）に掲げる契約の相手方

十九 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

附 則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 〔省略〕

□金融商品取引法

（令和 5 年 11 月 29 日法律第 79 号）

改正法施行日、〔附則参照〕

第 2 条第 2 項第 5 号ハ中「もの」の下に「及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの」を加える。

第 5 条第 2 項第 3 号中「第 24 条の 4 の 7 第 1 項若しくは第 2 項の規定による 4 半期報告書（以下この条において「4 半期報告書」という。）のうち第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する事項を記載したもの若しくは」を削り、「第 24 条の 5 第 1 項に規定する報告書」を「第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書」に、「うち第 24 条の 5 第 1 項に規定する」を「うち第 24 条の 5 第 1 項の表の各号の中欄に掲げる」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「4 半期報告書又は」を削り、同条第 5 項中「第 24 条の 4 の 7 第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「第 24 条の 4 の 7 第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項」と、「第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する事項」とあるのは「第 24 条の 4 の 7 第 3 項において準用する同条第 1 項に規定する事項」と、「第 24 条の 5 第 1 項に規定する事項」を「第 24 条の 5 第 1 項の表の各号の中欄」に、「第 24 条の 5 第 3 項において準用する同条第 1 項に規定する事項」を「第 24 条の 5 第 3 項において準用する同条第 1 項の表の第 3 号の中欄」に改め、同条第 6 項第 2 号中「、第 24 条の 4 の 7 第 6 項」を削る。

第 15 条第 1 項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第 21 条の 2 第 1 項中「第 5 号及び第 9 号」を「第 4 号及び第 7 号」に、「同項第 12 号」を「同項第 10 号」に改める。

第 21 条の 3 中「第 5 号及び第 9 号」を「第 4 号及び第 7 号」に改める。

第 24 条第 2 項第 1 号中「第 24 条の 4 の 7 第 1 項若しくは第 2 項の規定による 4 半期報告書のうち同条第 1 項に規定する事項を記載したもの若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する」を「第 24 条の 5 第 1 項の表の各号の中欄に掲げる」に改める。

第 24 条の 4 の 7 及び第 24 条の 4 の 8 を削る。

第 24 条の 5 第 1 項中「のうち、第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により 4 半期報告書を提出しなけれ

ばならない会社(同条第2項の規定により4半期報告書を提出した会社を含む。第3項において同じ。)以外の会社」を削り、「その事業年度が6月を超える場合には」を「事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日から6月が経過したときは」に、「事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後6月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める」を「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる」に、「報告書(以下「半期報告書」という。)」を「半期報告書(この項の規定により提出すべき報告書をいう。以下同じ。)」に、「当該期間経過後3月以内」を「同表の下欄に掲げる期間内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表の第3号の上欄に掲げる会社(以下この項において「非上場会社」という。)のうち同表の第2号の上欄に規定する内閣府令で定める事業を行うものについては、同号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、非上場会社のうち当該事業を行う会社以外の会社については、同表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、これに代えることができる。〔後略〕

第24条の5第2項中「前項の規定により提出しなければならない」を削り、「に、同項に規定する」を「に、前項の表の第3号の中欄に掲げる」に、「より、同項に規定する」を「より、同欄に掲げる」に改め、同項第1号中「前項に規定する」を「前項の表の各号の中欄に掲げる」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項(ただし書並びに同項の表の第1号及び第2号を除く。以下この項において同じ。)及び前項」に改め、「のうち、第24条の4の7第3項において準用する同条第1項の規定により4半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社」を削り、「以外の会社」を「第4項において同じ。)は、事業年度ごとに、当該事業年度」に、「以外の会社(」を「)のうち、」に、「に限る。))」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る」を「は、」に、「」と、「事業年度ごと」とあるのは「特定期間ごと」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」を「ごとに、当該特定有価証券に係る特定期間」と、「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは「次の表の第3号の中欄」と、「同表の下欄」とあるのは「同号の下欄」と、同項の表の第3号の中欄中「当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項」とあるのは「当該特定期間が開始した日以後6月間の当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」に、「前項中」を「前項第1号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第3号の中欄」と、同項第2号中」に改め、同条第13項中「第1項に」を「第1項の表の第3号の中欄に」に、「第1項中」を「同欄中」に、「第2項中「同項に規定する事項」を「同項中「掲げる事項の」に、「同項に規定する事項(第13項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。))」を「掲げる事項(第13項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。))の」に改める。

第25条第1項中「、同条第4項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類」を削り、「4半期報告書、半期報告書」を「半期報告書」に、「第5号及び第9号」を「第2号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る発行登録についての発行登録書及びその添付書類に係る当該経過する日、第4号及び第7号」に改め、「、4半期報告書の訂正報告書」を削り、「、4半期報告書又は」を「又は」に改め、同項第1号中「(同条第4項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。))」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「発行登録が効力を失うまでの期間」を「5年」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号

とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「3年」を「5年」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号中「第24条の4の8及び」を削り、「3年」を「5年」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号中「1年」を「5年」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号を同項第10号とし、同条第2項中「第11号」を「第9号」に、「同項第12号」を「同項第10号」に改め、同条第3項中「第24条の4の8第1項及び」、「第24条の4の8第2項及び」及び「第24条の4の7第5項」を削り、同条第4項中「第10号」を「第8号」に、「同項第12号」を「同項第10号」に改め、同条第6項第3号中「第24条の4の7第4項」を削る。

〔中略〕

第27条の30の2中「第24条の4の8第2項及び」、「第24条の4の7第4項」及び「第24条の4の8第1項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第24条の4の7第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第3項（第27条において準用する場合を含む。）及び第27条において準用する場合を含む。）」を削る。

第27条の30の6第1項中「第24条の4の8第1項及び」、「第24条の4の8第2項及び」及び「第24条の4の7第5項」を削る。

第27条の30の10中「第11号」を「第9号」に、「同項第12号」を「同項第10号」に改める。

第27条の32第1項中「第185条の7第31項第5号」を「第185条の7第31項第4号」に改める。

第27条の34中「第5号及び第9号」を「第4号及び第7号」に、「同項第12号」を「同項第10号」に改める。

第29条の2第1項第6号中「について、」の下に「電子募集業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第2条第8項第7号又は第8号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）又は」を加え、「第2条第8項第9号」を「同項第9号」に改め、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

十 貸付事業等権利（第2条第2項第3号から第6号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第40条の3の3において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

第29条の4第1項第1号イ、ロ(11)及びハ並びに第2号ニ、ホ、ヘ(11)及びチ中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第29条の4の2第1項及び第7項中「第29条の4の2第10項」を「第29条の4の2第9項」に改め、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項及び前項」を「及び前2項」に改め、同項を同条第9項とする。

〔中略〕

第33条第3項中「又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を」を「投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で定める行為を業として」に改める。

第33条の2に次の1号を加える。

五 前条第3項に規定する政令で定める行為

〔中略〕

第 36 条の見出しを「(顧客の利益の保護のための体制整備)」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 36 条の 2 の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

二 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第 66 条の 8 第 2 項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（その者が第 29 条の 4 の 2 第 8 項に規定する第 1 種少額電子募集取扱業者又は第 29 条の 4 の 3 第 2 項に規定する第 2 種少額電子募集取扱業者である場合を除く。）は、この限りでない。

第 37 条の 3 の見出し中「書面の交付」を「情報の提供等」に改め、同条第 1 項中「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項(同項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。)について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（以下この項において「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第 37 条の 3 第 3 項中「には」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「書面」を「規定により提供する情報」に改める。

第 37 条の 4 の見出し中「書面の交付」を「情報の提供」に改め、同条第 1 項中「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければ」を「内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、顧客に対し、当該金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「書面を顧客に交付しなくても」を「情報を顧客に提供しなくても」に改め、同条第 2 項を削る。

第 37 条の 6 第 1 項中「第 37 条の 4 第 1 項の書面を受領した日」を「当該金融商品取引契約の成立に係る第 37 条の 4 の規定による情報の提供を受けた日として政令で定める日」に改める。

第 40 条の 2 第 4 項中「するときは」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「、内閣府令で定めるところにより」を削り、「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「当該書面」を「当該情報」に、「を記載した書面」を「に係る情報」を提供している」に改め、同条第 5 項中「を内閣府令で定めるところにより説明した書面」を「の説明その他の内閣府令で定める事項に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第 6 項を削る。

第 40 条の 3 の 2 の次に次の 2 条を加える。

(出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止)

第 40 条の 3 の 3 金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報が、当該貸付事業等権利を有する者に提供されることが当該貸付

事業等権利に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をしてはならない。

(出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止)

第40条の3の4 金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利を有する者に前条に規定する契約その他の法律行為に基づき提供されるべき情報が提供されていないことを知りながら、第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為をしてはならない。

第42条の7の見出しを「(運用状況に係る情報の提供)」に改め、同条第1項中「運用報告書を作成し」を削り、「交付しなければ」を「対し、当該運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「運用報告書を権利者に交付しなくても」を「当該情報を権利者に提供しなくても」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の運用報告書を作成したときは」を「前項の規定により情報を提供するときは、内閣府令で定めるところにより」に、「これ」を「当該情報」に改め、同項を同条第2項とする。

第3章第2節第5款の款名中「電子募集取扱業務」を「電子募集業務及び電子募集取扱業務」に改める。

第43条の5中「電子募集取扱業務」を「電子募集業務又は電子募集取扱業務」に、「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければならない情報」に改める。

〔中略〕

第56条の2第3項中「第36条第2項」を「第36条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

第57条の2第2項第2号中「当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の4半期報告書その他の」を削り、同条第5項中「当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の4半期報告書その他の」を削る。

〔中略〕

第60条の13及び第63条第11項中「、第36条第1項」を削る。

第63条の3第3項各号中「第36条第1項、」を削る。

第63条の9第8項及び第63条の11第3項各号中「、第36条第1項」を削る。

第64条第3項第3号ハ、第64条の2第1項第2号及び第4号並びに第64条の7第6項第2号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

〔中略〕

第66条の7を次のように改める。

第66条の7 削除

第66条の8の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

〔中略〕

第164条第2項中「この項」の下に「及び第8項」を加え、同条第4項中「を当該上場会社等」を

「及び当該役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定により利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、第1項の利益を得ていると認められる役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

第165条第1号中「次条第15項」を「次条第16項」に改める。

第165条の2第7項中「この項」の下に「及び第13項」を加え、同条第9項中「をいう」の下に「」。第13項において同じ」を加え、「を当該上場会社等」を「及び当該報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等」に改め、同条第16項を同条第17項とし、同条第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第3項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

第166条第4項中「同項第11号」を「同項第9号」に改め、同条第5項中「、第24条の4の7第1項若しくは第2項の規定による4半期報告書」を削る。

第172条の3第1項中「第5号」を「第4号」に改め、同条第2項中「第24条の4の7第1項（同条第3項において準用し、及びこれらの規定を第27条において準用する場合を含む。）又は」、「4半期報告書又は」及び「（以下この章において「4半期・半期報告書」という。）」を削り、「4半期・半期報告書に」を「半期報告書に」に改める。

第172条の4第2項中「4半期・半期・臨時報告書等（第24条の4の7第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第3項において準用し、及びこれらの規定を第27条において準用する場合を含む。）の規定による4半期報告書若しくは）」を「半期・臨時報告書等（」に改め、「第24条の4の7第4項（第27条において準用する場合を含む。）及び」を削る。

第172条の12第1項第1号中「4半期・半期・臨時報告書等」を「半期・臨時報告書等」に改める。

第178条第10項中「4半期・半期報告書」を「半期報告書」に改め、同条第11項中「4半期・半期・臨時報告書等」を「半期・臨時報告書等」に改める。

第179条の見出しを「（審判手続開始決定記録）」に改め、同条第1項を次のように改める。

内閣総理大臣は、前条第1項の決定をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録（次項及び第3項並びに第183条において「審判手続開始決定記録」という。）を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この節において同じ。）に備えられたファイル（第185条の12第2項第2号及び第3号を除き、以下この節において単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

第179条第2項中「審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第183条において「審判手続開始決定書」という。）」を「審判手続開始決定記録」に、「審判の」を「最初の審判手続の」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第3項中「審判手続開始決定書の謄本」を「審判手続開始決定記録」に改め、同条第4項中「審判」を「最初の審判手続」に改める。

第180条の次に次の1条を加える。

（映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続）

第180条の2 審判官は、相当と認めるときは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を

することができる方法によつて、審判手続を行うことができる。

2 前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

〔中略〕

第 182 条（見出しを含む。）中「審判」を「審判手続の期日」に改める。

〔中略〕

第 185 条の 9 の見出しを「(送達書類等)」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第 185 条の 10 の見出し中「準用」を「送達に係る規定の準用」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「第 100 条第 1 項、第 101 条」を「から第 101 条まで」に、「第 108 条まで」を「第 109 条の 4 まで」に、「同項中」を「これらの規定中「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第 100 条第 1 項中」に、「同法第 101 条第 1 項」を「同条第 2 項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第 179 条第 1 項に規定するファイルをいう。第 109 条において同じ。）」と、「同項の書面」とあるのは「前項の書面」と、同法第 101 条第 1 項」に、「金融庁の」を「審判手続の事務を行う」に改め、「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と」を削り、「審判官」と」の下に「、同法第 109 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 109 条の 3 第 1 項第 1 号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第 109 条の 4 第 1 項中「第 132 条の 11 第 1 項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。）」と、「第 109 条の 2 第 1 項の」とあるのは「同項の」と」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録の送達の特則）

第 185 条の 10 の 2 第 185 条の 7 第 22 項及び第 185 条の 8 第 10 項の規定による送達は、前条において準用する民事訴訟法第 109 条の規定にかかわらず、第 185 条の 7 第 19 項に規定する決定に係る電磁的記録若しくは第 185 条の 8 第 6 項若しくは第 7 項の規定による変更の処分に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容がこれらの電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの又は前条において準用する同法第 109 条の 2 第 1 項本文の規定による方法（同項の規定により送達をすることができる場合に限る。）により行う。

第 185 条の 11 第 1 項第 1 号中「場合」の下に「(第 185 条の 10 において準用する民事訴訟法第 109 条の 2 第 1 項の規定により送達をすることができる場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「前条」を「第 185 条の 10」に改め、同項第 3 号中「送達に」を「書類の送達に」に、「前条」を「第 185 条の 10」に改め、同項第 4 号中「前条」を「第 185 条の 10」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を金融庁の掲示場に掲示し、又は当該事項を金融庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

一 書類の公示送達 審判手続の事務を行う職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべきこと。

二 電磁的記録の公示送達 審判手続の事務を行う職員が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けべき者に第 185 条の 10 において準用する民事訴訟法第 109 条の規定による書面若しくは前条の規定による書面を交付し、又は第 185 条の 10 において準用する同法第 109 条の 2 第 1 項本文に規定する措置をとるとともに、同項本文の規定による通知を発すべき

こと。

第 185 条の 11 第 3 項中「の規定による掲示を始めた」を「に規定する措置を開始した」に改める。
第 185 条の 12 を削る。

第 185 条の 13 中「事件記録」を「非電磁的事件記録（事件記録中次項第 1 号に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。）」に、「若しくは謄写又は第 185 条の 7 第 19 項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付」を「又は謄写」に改め、同条後段を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる行為を求めることができる。

一 電磁的事件記録（事件記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次号において同じ。）の内容を内閣府令で定める方法により表示したものを閲覧すること。

二 電磁的事件記録に記録されている事項を内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により複写すること。

三 第 185 条の 7 第 19 項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該事項と同一であることを証明したものを交付し、又は同項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明したものを内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により提供すること。

3 内閣総理大臣は、前 2 項の規定による求めがあつたときは、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

第 185 条の 13 を第 185 条の 12 とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（民事訴訟法の申立て等に係る規定の準用）

第 185 条の 13 審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第 132 条の 10、第 132 条の 11（第 1 項各号を除く。）、第 132 条の 12（第 1 項各号を除く。）及び第 132 条の 13（各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「民事訴訟に関する手続」とあるのは「審判手続」と、「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「裁判所書記官は」とあるのは「審判手続の事務を行う職員は」と、「事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）」とあるのは「事項」と、同法第 132 条の 10 第 1 項中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と、「当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（金融商品取引法第 179 条第 1 項に規定するファイルをいう。以下この章において同じ。）」と、同条第 3 項中「当該裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第 132 条の 11 第 1 項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第 3 項において同じ。）」と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第 2 項中「前項各号に掲げる者」とあり、及び同条第 3 項中「同項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣府」と、同法第 132 条の 13 中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と読み替えるものとする。

第 197 条の 2 第 2 号中「、第 24 条の 4 の 7 第 5 項」を削り、同条第 6 号中「、第 24 条の 4 の 7 第 1

項若しくは第2項（同条第3項（第27条において準用する場合を含む。）及び第27条において準用する場合を含む。）、第24条の4の7第4項（第27条において準用する場合を含む。）及び「4半期報告書」を削り、同条第7号中「第25条第1項第5号及び第9号」を「第25条第1項第4号及び第7号」に改める。

第198条第2号の4を次のように改める。

二の四 第42条の7第1項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第200条第1号中「第24条の4の7第5項」を削り、同条第5号中「第24条の4の7第1項（同条第3項において準用し、及びこれらの規定を第27条において準用する場合を含む。）、第24条の4の7第4項（第27条において準用する場合を含む。）において準用する第9条第1項若しくは第10条第1項」及び「4半期報告書」を削り、同条第6号中「第25条第1項第5号及び第9号」を「第25条第1項第4号及び第7号」に改める。

第200条の3第1項中「第185条第2項又は第185条の4第3項」を「第185条第4項又は第185条の4第4項」に改める。

第205条第12号を次のように改める。

十二 第37条の3第1項又は第37条の4の規定に違反して、これらの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第205条第13号中「第42条の7第3項」を「第42条の7第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

十三の二 第37条の5第1項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第2項において準用する第34条の2第4項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第205条第20号中「第165条の2第15項」を「第165条の2第16項」に改める。

第205条の2の3第3号中「第36条の2第1項」及び「第66条の8第1項」の下に「若しくは第2項」を加え、同条第4号中「第36条の2第2項」を「第36条の2第3項」に、「第66条の8第2項」を「第66条の8第3項」に改める。

第205条の3第4号中「第185条第2項又は第185条の4第3項」を「第185条第4項又は第185条の4第4項」に改める。

第208条第6号中「書面の交付をしなかつた」を「これらの規定に規定する情報を提供しなかつた」に改める。

第209条第3号中「第24条の4の8第1項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第24条の4の8第2項及び」を削り、同条第4号中「第24条の4の8第1項若しくは」を削り、「（これらの規定を第27条）」を「（第27条）」に改め、「第24条の4の8第2項若しくは」を削り、同条第5号中「第25条第1項第5号及び第9号」を「第25条第1項第4号及び第7号」に改める。

〔後略〕

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 第1条中金融商品取引法第15条第1項、第29条の4第1項、第33条の5第1項、第50条の2第1項、第11項及び第12項、第59条の4第1項、第60条の3第1項、第64条第3項、第64条の2第1項、第64条の7第6項、第66条の19第1項、第80条第2項、第82条第2項、第106条の12第2項、第155条の3第2項、第156条の4第2項、第156条の20の4第2項、第156条の20の18第2項並びに第156条の25第2項の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第1条中金融商品取引法第5条第2項から第6項まで、第21条の2第1項、第21条の3及び第24条第2項の改正規定、同法第24条の4の7及び第24条の4の8を削る改正規定並びに同法第24条の5第1項から第3項まで及び第13項、第25条第1項から第4項まで及び第6項、第27条、第27条の30の2、第27条の30の6第1項、第27条の30の10、第27条の32第1項、第27条の34、第57条の2第2項及び第5項、第166条第4項及び第5項、第172条の3第1項及び第2項、第172条の4第2項、第172条の12第1項、第178条第10項及び第11項、第185条の7第4項から第7項まで、第14項、第15項及び第31項、第197条の2第2号、第6号及び第7号、第200条第1号、第5号及び第6号並びに第209条第3号から第5号までの改正規定〔中略〕 令和6年4月1日

四 第1条中金融商品取引法第37条の3の見出し及び同条第1項から第3項までの改正規定、同法第37条の4の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第2項を削る改正規定、同法第37条の6第1項の改正規定、同法第40条の2第4項及び第5項の改正規定、同条第6項を削る改正規定、同法第42条の7の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第2項とする改正規定、同法第43条の5の改正規定（「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。）、同法第179条第2項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定、同法第180条の次に1条を加える改正規定、同法第181条第3項及び第182条（見出しを含む。）の改正規定、同法第183条第2項の改正規定（「審判手続開始決定書に記載され」を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分を除く。）、同法第184条第1項、第185条の3第1項、第198条第2号の4並びに第205条第12号及び第13号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定並びに同法第208条第6号の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第1条中金融商品取引法第179条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分を除く。）、同条第3項及び同法第183条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「審判手続開始決定書に記載され」を「審判手続開始決定記録に記載され」に改める部分に限る。）、同法第185条第2項の改正規定、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に2項を加える改正規定、同法第185条の2に1項を加える改正規定、同法第185条の3に1項を加える改正規定、同法第185条の4第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、同法第185条の7第19項から第27項まで及び第29項、第185条の8第2項、第3項、第5項、第9項及び第10項、第185条の9（見出しを含む。）並びに第185条の10（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同法第185条の11第1項から第3項までの改正規定、同法第185条の12を削る改正規定、同法第185条の13の改正規定、同条に2項を加える改正規定、同条を同法第185条の12とし、同条の次に1条を加える改正規定並びに同法第200条の3第1項及び第205条の3第4号の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日

□金融商品取引法

(令和5年12月13日法律第86号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第88条の3第2項第15号、第102条の4第2項第13号及び第139条の3第7項中「記載する」を「掲載する」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)の施行の日から施行する。〔後略〕

□貸金業法

(令和5年11月29日法律第79号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第6条第1項第3号及び第5号、第10条第1項第6号並びに第24条の27第1項第3号及び第5号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕附則第45条から第48条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

三から五まで 〔省略〕

□宅地建物取引業法

(令和5年11月29日法律第79号)

改正法施行日、〔附則参照〕

第50条の2の4中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔省略〕

二 〔前略〕附則第37条から第39条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

三から五まで 〔省略〕

© Sanseido Co.,Ltd.2024

判例速報

—模範六法・法務六法<2024>追録—

2024年3月1日

編修／三省堂編修所
発行／株式会社 三省堂
東京都千代田区麴町 5-7-2
